

令和3年第4回東大和市議会定例会会議録第22号

令和3年12月6日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	川口荘一君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	学校教育部参事	小野隆一君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君

情報管理課長 菊地 浩 君
課 税 課 長 星野宏徳君
地域振興課長 石川正憲君
障害福祉課長 大法 努 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
都市建設部 梅山直人君
副参事
学校教育部 富田和己君
副参事

保険年金課長 岩野秀夫君
産業振興課長 小川 泉 君
生活福祉課長 川田貴之君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 稲毛秀憲君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
社会教育課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（佐竹康彦君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（佐竹康彦君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○副議長（佐竹康彦君） 通告順に従い、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） おはようございます。日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルスから市民の命と健康、暮らしと雇用、営業を守る取り組みについて。

新型コロナウイルスの感染状況は予断を許しません。第6波を防ぐ取り組み、第6波に備える取り組みが必要です。また、暮らしと雇用、営業を守る取り組みもあわせて必要と考えますが、以下、伺います。

①市民の命と健康を守る施策について伺います。

②暮らしと雇用、営業を守る取組について伺います。

2、令和4年度予算編成と第6次行政改革大綱、事務事業の見直しについて。

市は、令和2年度、株式会社富士通総研に約1,600万円をかけて「東大和市業務分析等支援業務 業務報告書」を作成させ、「各課の業務分析結果資料」「業務分析の結果を踏まえた業務改善等検討スケジュール（案）」「廃止・縮小することが望ましい事務事業の検討についての資料」「廃止・大幅縮小検討対象事業リスト（短期・中期・長期）」「組織改正の最適化に向けた検討についての資料」「組織改正に向けた検討事項」「業務分析による組織等に関する主な課題及び対応案」「令和4年度組織改正案の検討資料」「令和3年6月25日開催の行政改革推進本部会議で提示した組織改正に関する各部意見等」などの資料を作成して検討を進めています。

こうした検討に先んじて、令和3年度に22もの事業を休・廃止しました。生活困窮世帯の介護サービス利用料7割減額制度の廃止など命と暮らしを守る上で不可欠な事業も含まれており、重大です。

また、第6次行政改革大綱の作成も進められています。

令和4年度予算編成方針では、「第6次行政改革大綱に基づき」「業務分析等支援業務の分析結果等を活用」することも明記されています。

以下、伺います。

①上記の資料や資料に基づいて審議された行政改革推進本部会議等の会議要録を議会へ「提供できない資料」としているのはなぜなのか、伺います。

②令和4年度予算編成と第6次行政改革大綱、事務事業の見直しの検討スケジュールとこれまでの検討状況・内容について伺います。

3、国民健康保険税の6年連続値上げ中止・引き下げと減免制度の拡充について。

日本共産党市議団は、現状でも高すぎる国民健康保険税の6年連続値上げに反対し、保険税引き下げ条例や保険税引き下げのための予算組替え動議、国保減免制度の拡充条例などを繰り返し提出してきました。とりわけ、東大和市がコロナ危機下でも6年連続値上げを中断せずに強行したことを厳しく糾弾します。

以下、伺います。

①国民健康保険税の6年連続値上げは中止し、引き下げに転じるよう求めますが、いかがですか。

②平成30年第4回定例会における私の一般質問への答弁で、市は「市では一般会計からの赤字繰入金につきましては、国の激変緩和措置がある6年間で解消するとしております。ですので、少なくとも4年とか5年とか、その時点になりましたら減免制度について検討を始めたい」としました。減免制度の検討状況について伺います。

③医療分と後期高齢分の均等割額に係る多子軽減について、現状と令和4年度以降の見通しについて伺います。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みや検討状況について伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市民の命と健康を守る施策についてであります。新型コロナウイルスにつきましては、感染力の強い変異株の発生など、これまで流行のピークを繰り返してきた状況を踏まえ、感染が再拡大することを念頭に対策を準備することが、必要であると考えております。東京都では、感染流行の第6波に備え、医療や宿泊療養の体制整備及び自宅療養支援策の拡充を進めることとしております。市におきましては、感染の再拡大防止のための基本的対策を継続していくことが重要であると考えております。また、国は3回目となるワクチンの追加接種を行うことを決定しましたことから、市におきましては、国の通知等に基づき、現在、追加接種の準備を進めているところであります。

次に、暮らしと雇用、営業を守る取組についてであります。これまで国や東京都からの財源を活用しまして、キャッシュレス決済による消費活性化事業、中小企業者等の事業の下支えとなる応援金事業などを実施してまいりました。また、令和4年2月の1か月間においては、6度目となるキャッシュレス決済による消費活性化事業を追加実施する予定であります。

次に、行政改革推進本部会議等の提供できない資料についてであります。要求のありました資料につきましては、検討段階の資料や、行政運営情報に関する資料となっております。検討段階の資料につきましては、市内部の審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また行政運営情報に関する資料につきましては、該当する事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがありますことから、提供できない資料としております。

次に、令和4年度予算編成、第6次行政改革大綱、事務事業の見直しの検討スケジュール及びこれまでの検討状況等についてであります。令和4年度予算編成につきましては各課からの見積りを集計し、内容について精査しているところであります。令和4年度第1回定例会に向け、引き続き精査を進めてまいります。第6次行政改革大綱につきましては、行政改革推進本部会議等におきまして検討を進め、11月30日開催の全員協議

会におきまして、同大綱の案を御説明させていただいたところであり、本日からパブリックコメントを実施し、令和4年2月を目途に策定したいと考えております。事務事業の見直しにつきましては、令和2年度に実施しました業務分析の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議におきまして検討を進め、11月30日開催の全員協議会におきまして、検討結果案を御説明させていただいたところであり、今後、市民の皆様へ説明し、令和4年度予算に反映してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の税率等の改定についてであります。国民健康保険につきましては、制度を安定的、持続可能なものとするため、赤字補填の繰入れを解消して、国民健康保険財政を健全化することを国から求められております。市では、国が設けた特例基金によって国民健康保険税の急増抑制が図られている令和5年度までに赤字補填の繰入れを解消することが、市民の皆様の御負担に最も影響が少なく、国民健康保険財政の健全化が図られるものと考えておりますことから、引き続き財政健全化計画に基づき、必要となる保険税率等の改定を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の減免制度についてであります。東京都の国民健康保険事務処理基準や、近隣市におけます保険税の減免施策につきまして、調査・研究を続けているところであり、令和4年度以降の保険税率の改定状況によりまして検討を始めたいと考えております。

次に、国民健康保険税の多子軽減についてであります。国の法改正によりまして、令和4年度からは未就学児の保険税均等割額を半額とする軽減策が実施されることとなっております。現状といたしましては、市では既に第3子以降の子については、18歳を迎える年度までの保険税均等割額を無料としておりますことから、この市独自の多子軽減施策の継続につきまして検討しているところであり、

次に、国有地・都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論に至っておりません。都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について、東京都と協議を進めているところであり、このうち運動広場につきましては、東京都が実施設計を行っているところであり、市は運動広場に附属する管理棟の設計に向けた準備を進めているところであり、また東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトにつきましては、令和3年11月に東京都が事業予定者等について公表したところであり、都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであり、市では、東京都の動きに合わせて、地区計画の変更に向けた検討を進めており、令和3年10月に向原団地地区のまちづくりの方向性（案）及び向原団地地区地区計画（素案）を作成したところであり、市有地についてであります。現時点で活用の検討を行っている市有地はありません。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

新型コロナウイルスのところですけれども、日本共産党は、コロナ危機から市民の命と暮らしを守るためには、83億円を超える市の積立基金等を取り崩してでも、十分な対策を取るべきだと求めてきました。また国は、医療と公衆衛生を切り捨ててきたこれまでの政治を反省し、拡充へと転換すべきです。

この立場から、以下、質問します。

8月には東大和市内でも150人を超える方々が、コロナに感染しながら自宅療養、あるいは調整中ということで、事実上、自宅に放置されていました。東京都が届けるはずの食料なども届かない状況で、市内でも現実的に命の危険にさらされた方がいらっしまったことは、9月議会で取り上げたとおりです。

9月市議会で、厚生労働省の8月25日の事務連絡に基づいて、保健所の持っている市内の感染者の情報を市が共有して、命と健康を守る取組に行政が全力を挙げるべきだと要求しました。

7号補正予算の質疑への答弁で、現在、自宅療養者については保健所と情報共有する体制になっているとのことでした。大変重要なことです。第6波になったときにどのような体制になるのか。都と市の連携と分担などについて伺います。

○健康課長（志村明子君） 東京都と保健所と市の健康課との連携と分担などについてであります。10月以降、新型コロナの新規陽性者のうち、自宅療養となった方については、保健所から市へ情報が提供されることになっております。今後、第6波としての感染拡大が予想されておりますが、その感染状況に応じて随時、保健所と市で自宅療養となった方の情報を共有し、その方の支援について、市が保健所のサポートを行うなどの役割分担等の協力など、調整を図って対応する予定としております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 8月の時点のことでは、市としても心配をして、保健所に何かできることはないかということですね、問合せされたというようなお話も伺いました。市としても都と連携して、もう少しこれ具体的にしていかないと、オミクロン株が国内で発見もされてますし、大変懸念される場所ですので、よろしく願いしたいと思います。

今言いましたけれども、オミクロン株の感染者が国内でも発見されました。WHOは世界的なリスクは非常に高く、さらに拡散する可能性があるという指摘をしています。厚労省のアドバイザリーボードも、年末年始に感染拡大が懸念されるとしています。政府の水際対策についても、自宅で様子を見るという方がね、かなり現在でもいるし、今後も方針としてそういう方向だということですし、抗原定量検査で擦り抜ける可能性もあると。PCR検査に戻すよう、共産党は求めますけれども、こういう問題。それからゲノム解析もまだ全数検査というふうにはなっていないというような問題もあって、大変心配されているところです。

そういう状況で、油断なく第6波に備える、第6波を招かないような対策を十分にとることが、いよいよ求められていると考えますが、市の認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） 新たな変異株として発見されたオミクロン株につきましては、現時点ではその感染力など、詳細が解明されておりません。新型コロナウイルス感染症の対応としましては、ウイルスの変異にかかわらず、基本的感染対策の徹底を継続するなど、これまでの取組を改善しながら対応していくことが重要であると考えております。今後におきまして、国や東京都の対策など、その動向に注視し、情報収集に努めてまいります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 岸田首相は、無料のPCR検査を広範に実施するというふうには言ってましたけれども、総選挙後、ワクチンが接種できない人に限定されてしまいました。都内の検査数も、ずっと見てると5,000件前後で推移すると。直近では三千数百件の検査しかやっていないという状況です。

無症状の人が感染を拡大するという新型コロナウイルスの特徴から、いつでも無料で、何度でもPCR検査

が受けられる。広島でつくられたような状況、実施する必要があるというふうに考えますけれども、市の見解を伺います。

○健康課長（志村明子君） 東京都は、健康上の理由などでワクチン接種ができない人や、不安を感じる無症状の方が検査を受けることを要請された場合、PCR検査等、無料化することについて、補正予算を編成し、令和3年12月下旬以降から実施するとしております。

市では、市民の皆様に対し、これらの東京都のPCR検査等に係る事業の開始時期や内容などの詳細について、情報提供を適切に行うため、適宜、情報の把握に努めてまいります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 情報提供も含めて、PCR検査、不安な方が広範に受けられるという状況をつくる必要があるというふうに思います。

それで、全額東京都の財源で、介護施設、障害者施設の集団PCR検査を行った場合に、全額補助することが可能です。東大和市では、入所施設に限定していました。9月議会では、クラスターを防ぐために、通所施設にも拡大するよう求めたところです。その後、この点どうなったのか伺います。

○福祉部長（川口荘一君） 介護施設、障害者施設のPCR検査に対する補助についてでありますけれども、年度の途中からではありますけれども、通所系、また訪問系事業所にも補助対象とするように加えまして、さらに抗原検査の費用も補助対象とする新たな補助制度を制定し、運用を開始しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 訪問系もと、それからPCRだけではなくて抗原検査もということで、拡大したことは大変重要だと思います。これ例の全額東京都が補助するという制度を活用してということなのかどうか、1点確認します。それから、この制度の実績を、介護施設、障害者施設のそれぞれ、入所施設と通所施設の別に対象事業所数と実績数を伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） こちらの補助につきましては、東京都の補助事業を活用しております。

まず、障害福祉サービス事業所におきましては、通所施設の対象事業所が、34事業所に対して、8事業所から交付申請がありました。居住系施設の対象事業所は37事業所でございますが、必要に応じて事業所が東京都の集中的検査を活用している。実施していることもありまして、交付申請はありません。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護事業所におきましては、通所介護など、通所系の事業所が31事業所中、6事業所、訪問介護など訪問系事業所が24事業所中、4事業所。ショートステイなど宿泊機能付きの事業所が13事業所中、2事業所から交付申請がありました。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これは開始したことは大変重要だと思いますし、これ周知していただいて、ぜひもっともっと拡大していただきたいと思います。それで、東京都は当初12月までというふうにしていただいていたと思いますが、1月以降についても継続するという事になっているのかどうか、市の対応について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都の補助事業の延長でございますけれども、まだ正式な通知、来てございませんが、1月以降も延長する方向で準備を進めているということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） じゃ、ぜひ1月以降も、さらに事業所、PCR検査をやる事業所、広がるようお願い

したいと思います。

次に、小・中学校がクラスターにならないよう、広範なPCR検査について伺います。

8月27日、文科省の事務連絡で緊急事態宣言対象地域等に指定された場合の対応ガイドラインが示されました。ここではPCR検査について、濃厚接触者だけでなく、濃厚接触者周辺の検査対象者についても、学校側で名簿を作成してPCR検査を実施すること。周辺検査対象者については、同一クラス、同一部活動などが例示され、さらに速やかな特定が困難な場合は、同一クラス全員や同一部活動全員などを検査対象とすることが記載されています。

1人でも感染者が出た場合、クラス全員や部活動全員のPCR検査を実施することで、後手を踏まないため、クラスター化を避けるための措置です。そのために平時から保健所と調整し、学校が出した検査対象者リストを、保健所がそのまま追認して速やかに検査ができるようにすべきだ。そのためにガイドラインを策定したとしています。

9月議会では、これに基づいて、クラスター化を避けるために、クラス全員や部活動全員のPCR検査が速やかにできるよう、保健所と調整すべきと要求しました。現状を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 令和3年8月27日付の国からの通知につきましては確認しております。東京都が行う内容の事業につきまして、令和3年9月6日付で各学校へ通知を行い、実施体制の整備が完了しているところでございます。

内容といたしましては、通常保健所が濃厚接触者等の特定を行っておりますが、緊急事態宣言など保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の特定が遅延したりするおそれがあります。そういった場合に、学校や、教育委員会におきまして、国のガイドラインに基づき、濃厚接触者の候補や、濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補、こちらを特定しまして、保護者に承諾を得た上で速やかにPCR検査を、行政検査として実施するものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） クラス全員、部活動全員という点ではどうなのでしょう。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） クラス全員、国のほうの通知におきましてはですね、濃厚接触者の候補や、濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補、こちらを特定が困難な場合に、クラス全員とか、学年全員という形になっておりますので、そういう状況になった場合には、ある程度そのように対応する必要があると認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 濃厚接触者について、濃厚接触者と検査対象者で違うのは、濃厚接触者は2週間の出席停止になるけれども、検査対象者は出席停止の対象ではないということですし、同様に行政検査で行われて費用負担かからないということなんですよ。

それで、1つはワクチン接種も、12歳未満は接種の対象になっていないという状況が今あるわけで、それからもう一つは、オミクロン株、これも通常の検査ではなくて、飛行機の搭乗者全員を検査しましたよね。ですから、特にそういう小・中学校などのワクチン接種も遅れている、もしくは対象者、ワクチン接種してない、対象になっていない子供が多数いるという状況のところでは、この制度を活用して、ここはもう教育委員会の裁量なわけですから、クラス全員や部活動全員を検査対象にするという措置を取るということをね、今から準備しておいていただきたいというふうに思います。

次に、これも同じ8月27日ですけれども、西村経済再生担当大臣、当時ですけれども、小中学校の教職員を対象に定期的なPCR検査が実施できるよう、政府と自治体が調整していると言いました。9月議会時点では、市教委には何も言ってきていないということでしたが、現状どうなっているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現時点で小中学校の教職員を対象とした、定期的なPCR検査の実施に係る通知につきましては確認してございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） しょうがないですね。やるって言ったけど、何も通知も来てないということで。ですけれども、しかし、まあ抗原検査キットなども来ているようですけれども、学校をクラスターにしないという点で、教職員の定期的な検査、これ医療機関や高齢者、障害者施設と合わせて、大変私は必要だというふうに思いますので、求めておきたいと思います。

次に、ワクチン接種について伺います。これは7号補正予算の質疑で伺いましたので、何点か伺います。

それで、木原官房副長官が、3回目の接種を前倒しで進める旨を明言しました。この点で、準備を前倒しして急ぐべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 3回目となる追加接種の前倒しにつきましては、現在、国や東京都からの正式な通知は来ておりませんので、今のところ今現在来ております通知に基づいて準備を進めております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） その理由として8か月空けるといのが、科学的根拠がないということでね、前倒し接種ということを言われてますし、もう具体的にそれやるということで明言もされていますので、急いでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、9月議会で、障害福祉課長から巡回ワクチン接種について言及がありました。現状と課題を伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 巡回接種は、東大和市医師会の皆様の御協力の下、8月から9月にかけて、事業所を利用する27人の方に接種いたしました。障害特性により多くの人の出入りがある集団接種会場などでの接種が難しく、慣れた場所、事業所でなければ接種に臨めない、障害のある方に、安心して接種していただけたものと考えております。こうした取組に当たり、東大和市医師会をはじめとした関係機関、庁内のワクチン担当部署との、いち早く問題を共有して連携し、準備を整えていくことの重要性を認識いたしましたので、3回目となる追加接種での取組に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ワクチン接種がなかなか受けづらいと。集団接種、個別接種会場に行くのも大変だという方に対する手だてというのは大変大事だと思います。引き続き御努力いただきたいと思えます。

次に、現在、集団接種については、みのり福祉園跡地の会場は閉鎖を、閉鎖というか、接種をやっていなくて、保健センターで、1回目が1月8日、2回目が1月29日というのだけが、ホームページには載っています。個別接種も今1か所だけとなっています。ホームページでは、11月29日現在、20代の2回目までの接種は70%、12歳から19歳が67%というふうになっています。接種が相対的に遅れている低年齢の方々などへの接種は、この体制でいけるのかどうか伺います。

○健康課長（志村明子君） 満12歳になった方の接種につきましては、対象人数と接種希望数を推計し、保健センター等における接種体制を定めたものであります。また、1月以降ですね、2月以降に新たに12歳になる方

の1、2回目接種等につきましては、3回目となる追加接種と合わせて対応する方向で、今後、東大和市医師会と協議することとしております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 6分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 低年齢の方々も含めた接種、滞りなくきちっと進められるよう、体制よろしくお願ひします。

次に、市のホームページでは、インフルエンザ予防接種実施医療機関の一覧が載っています。

ここでは通院者に限るとか、定期訪問診療中の者に限る、入院患者に限るなどと、個々の医療機関の右側に記載をされていて、このような記載がない診療所等では、かかりつけでなくても接種ができるというふうに理解できます。そういう理解でいいのかどうか。

この情報は、ホームページ以外でも周知されているのか伺います。伺いたいのはワクチン接種でも同様の情報を市民に周知すれば、かかりつけ医がないというような方々も含めて、受けられるんじゃないかというふうに思いますが、この点伺います。

○健康課長（志村明子君） 高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関につきましては、市の公式ホームページ以外では、令和3年10月15日号の市報に掲載し、周知を図っております。

新型コロナワクチンの3回目となる追加接種につきまして、市内の医療機関に御協力いただけるよう、東大和市医師会と協議を予定しておりますので、市民の皆様への分かりやすい周知として、通院者、定期訪問診療中の方、入院者に限るなどの表記につきましても、医師会との協議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） かかりつけ医っていても、いないんだけど、どうしたらいいんだなんていう声が聞かれるので、ぜひ、そういう点、心遣いをお願いしたいと思います。

次に、コロナ危機、長期化していて、市民の暮らしも大変追い詰められていると思います。自立相談支援事業の新規相談受付実件数、これ行政報告書で見ましたら、平成30年度294件、31年度296件に比べて、令和2年度は3倍以上の1,064件となっています。令和3年度の実績は、これをさらに上回っているという補正予算の質疑で答弁がありました。

比較可能な直近までの状況で、平成31年度、令和2年度、3年度がどうなっているのか伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 暮らし・しごと応援センター 添えるにおけます自立相談支援事業の新規相談受付実件数につきまして、4月から10月分の合計件数について、年度別で見ますと、平成31年度は159件、令和2年度は432件、令和3年度は624件であります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 令和2年度が、それまでの3倍以上になったわけですけども、令和3年度はその1.5倍ぐらいになってるという御答弁でした。厚労省の発表でも、生活保護申請は9月で前年同月比6.1%増加し、

5か月連続の増加となっています。コロナ危機の長期化で、暮らしは一層追い詰められているというのが実態だと思います。

コロナ危機で困窮されている方々への政府の支援は、大変不十分だと思います。岸田首相、総選挙中は、非正規、女性、子育て世帯、学生をはじめ、コロナでお困りの皆様への給付金というふうに言っていましたけれども、今、具体化されてるのは子育て世帯と住民税非課税世帯、学生も住民税非課税に限定してしまったために、必死で働いても年収200万円に届かない、ワーキングプアと言われる方々などは切り捨てられることになりました。今の御答弁でも、多くの市民の暮らしが、一層、追い詰められてるということは明らかです。国において困窮されている方々に広く給付金を支給することや、消費税減税を求めます。市としても、国民健康保険税値上げの中止、広く困窮者支援を行うよう求めますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険につきましては、国民皆保険を下支えする大切な制度でありますことから、安定的、持続可能なものとするため、財政の健全化を進める必要があるものと考えております。そのため市では、財政健全化計画に基づきまして、必要となる保険税率等の見直しを行ってまいりたいと考えております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症によって、収入が一定程度減少した世帯等を対象にした保険税減免施策を、市独自に拡充して実施しているところでございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活困窮者支援につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、原則3か月間、家賃を支給する住居確保給付金事業を行っており、また緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援であります新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業については、支給対象者が拡大され、支給期間も令和4年3月31日まで延長されますことから、引き続き生活困窮者に対する包括的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 国民健康保険税については、後でまた質問したいと思います。

それから困窮者支援については、今御紹介あった支援が行われてるというのは私も承知していますけれども、さらに今、直接支援が必要だということは、総選挙で首相も公約したとおり、必要だという点では、多くの方が一致してるというふうに思います。これは国の財政措置も必要ですし、市としてもできる限りのことをやっていただきたいということで求めたいと思います。

次に、中小事業者への直接支援について伺います。

政府の支援策はほとんどが緊急事態宣言やまん延防止措置の期間だった、今年1月から10月を対象から外しています。一番大変だった期間を外した上に、支給金額を半分にしてしまうというのは大問題だと思います。市の直接支援、既に終わって支給額は昨年度の半額ということでした。コロナ融資を受けていることなどという条件をつけて選別するのではなく、減収で苦しむ中小事業者への給付を速やかに実施するよう求めます。国から自治体へのコロナ交付金も見込めるようですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 中小企業者への給付でございますが、市長から御答弁させていただきましたとおり、これまで実施してまいりました消費活性化事業や応援金事業などの効果と、令和4年2月に予定しております6度目となる消費活性化事業の効果を見極めるとともにですね、国や東京都の動向を踏まえた中で、その後の支援策については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、よろしくお願いします。

それからですね、昨年度実施した介護事業所、障害福祉事業所への給付を実施するよう求めます。コロナ禍で感染を恐れて退職者が増えているというような状況も報じられているところです。大変、経営体、追い詰められているというふうに思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 介護、障害の給付に関してでありますけれども、令和3年度ではですね、新型コロナウイルス感染症のかかり増し経費の対応としまして、給付が基本報酬に0.1%の上乗せがされてございます。

また東京都と連携し、使い捨ての手袋、またマスクですね、そういったものも引き続き無償で配布しておりますことから、昨年度実施したような給付金の支給は現在予定しておりません。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） まあ、当然ですけれども、コロナの拡大で、事業所での運営そのものも、もちろん、いろんな消耗品、支給していただくというのは大事なことですけれども、それを使って様々な感染対策を取るといっても、大きな負担になっているということは間違いないというふうに思います。先ほど申し上げましたように、退職者が増えているという問題も含めて、それから支給の仕組みが変わって、給付が非常に減っていると、収入が減っているという状況もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

1のところは、これで終わります。

次に、2の予算編成、行革、事務事業の見直しについてのところ、再質問を行います。

これらの事務事業の見直しには、コロナ禍も大きく関わりました。

初めに伺いますけれども、成人式は一生に1回だ、今年できなかった新成人に遅れてでもやってほしいという親御さんからの声をいただきました。これについてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 令和3年1月に開催を予定しておりました成人式についてでございますけれども、当時の状況といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、先行きが不透明であったこと、そして仮にも延期した場合には、申請人をはじめ、親御さんの御負担も相当になることが予定されますことから、成人式につきましては、残念ながら中止とさせていただきます、その代替策といたしまして、市長及び市議会会長の挨拶、並びに新成人代表による誓いの言葉を、東大和市公式動画チャンネルに掲載をさせていただいたところであります。

成人式の開催中止につきましては、様々な御意見があることにつきまして、承知しているところではございますけれども、改めて実施する予定はございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に、報告書、これは富士通総研が出した報告書ですけれども、これに基づく推進体制についてですが、この報告書では、企画課、行政管理課、財政課、職員課が事務局を共管し、横並びの部長を統括する市長または副市長及び各部長で構成する推進体制の整備・運用が不可欠。それから、企画課、行政管理課、財政課、職員課が事務局となった（仮称）経営高度化ワーキンググループを設置とされています。それぞれどうなっているのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 業務分析の結果を基にしました、業務改革の検討の推進体制というところでございます。まず業務改革の検討に当たりましては、市長を本部長、副市長と教育長を副本部長、また各部長を本部長といたします行政改革推進本部会議におきまして、審議を重ねてまいりました。また、もう一点の（仮称）

経営高度化ワーキンググループといったところでございますが、こういった組織は設置してございませんでしたが、課長級の検討というところでは、全課を対象にしました調査ですとかヒアリングのほか、必要に応じて課レベルでの個別調整を行って作業を進めてまいりました。また、企画課、財政課、職員課につきましては、例えば総合計画ですとか、組織・定員、また行政改革、予算・人事などですね、連携すべき項目が非常に多いというところから、適宜ですね、情報共有や調整を行いまして、特に連携を取りながら作業を進めたところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

先ほど市長答弁でもありましたけれども、市議会の初日終了後、11月30日に、議員全員協議会が開催され、業務分析結果を基にした事務事業の見直しについて説明がありました。5月31日の議員全員協議会で、3月に富士通総研が市に提出した報告書では、194の事務事業が廃止・大幅縮小の対象として挙げられていましたが、この11月30日の議員全員協議会では、99事業の廃止・縮小が明らかにされました。しかも、そのうち90事業が来年度の廃止・縮小となっており全く唐突です。議会が何度要求しても検討資料は出さない。検討内容を載せた会議要録も出さないということでした。このような突然の提案が、市民の理解を得られると考えているのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 業務分析を基にしました事務事業の廃止・縮小というところでございます。こちらは今、御質問ありましたとおり、5月の全員協議会で概要を説明させていただきました。また、この報告書につきましては、受託事業者のほうがですね、企業情報というところが含まれておりまして、公開を前提にはしていないつもりでございましたが、こちらのほうは市民の皆様にも、御覧いただけますようにですね、この企業情報のところは非公開とした上で、市の企画課の窓口のほうで、閲覧に供させていただいたところでございます。また、この旨はですね、閲覧の関係、また市が業務改革に取り組むというところにつきましては、市のホームページでも掲載して、情報を提供させていただいたところでございます。

今回ですね、5月の全協以降、庁内でも検討を重ねてまいりまして、ここで事務事業、廃止・縮小の見直しの内容につきましては案を取りまとめましたので、今後、市民の皆様にも、御説明ができる段階になったというところで、12月17日の金曜日、18日の土曜日に説明会を開かせていただき、御説明したいと考えております。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今後のことで、12月17、18日、市民説明会を行うということですが、これ一覽で99事業の廃止・縮小が、大まかな4つの項目に分けて、これは廃止、これは縮小というふうになっていますけれども、個々の事業について、なぜ廃止なのか、なぜ縮小なのかというようなことについては記載はないわけです。これらの説明については、どういうふうにするのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 事務事業の見直しの内容につきましては、それぞれ個別の事業の検討をさせていただいてございます。また、廃止・縮小するというところで、理由につきましても、しっかりと集約を図り、案を固めてございますので、今後、市議会議員の皆様にも、何らかの資料を出させていただくというところと、12月17日、18日の市民説明会におきましても、この辺りを資料という形で、しっかりと御説明できるようにしていく予定でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、個々の事業の廃止理由や縮小理由については、これから説明するというこ

とになります。そうすると、廃止・縮小が予算として確定されてからしか議会では聞けないということになるわけですね。これあまりに乱暴なやり方ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 廃止・縮小の理由につきましては、ここでしっかりとまとめさせていただき、先ほど繰り返しのようになりますが、12月17日、18日の市民説明会です、情報提供をさせていただきたいと思っております。また、その意見を踏まえまして、今後、最終決定し、来年度、令和4年度の当初予算の案という形で、その内容に反映させていただき、また御審議のほう頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 結局、先ほども言いましたけども、議会が何度要求しても資料は出さずに、市として決めてから説明するというやり方は大変乱暴だと言わざるを得ないと思います。

次に、市長が教育の独立ということをどのように考えてられるのか。この点、大変疑問です。公民館の事業は、長年にわたって地域住民と公民館職員が話し合いと活動を蓄積して作り上げてきたものです。百歩譲って財政が大変だから公民館の事業費を総枠で5%削減したいということなら、筋としてはまだ理解できますけれども、この報告では、議員に示された報告、説明資料では、個々の事業について廃止や縮小を市が決めていいというふうに考えているとしか思えません。

例えば、南街公民館、子供たちとの公民館&児童館という事業。狭山公民館、人形劇&アニメ映画会という事業、異世代講座という事業、上北台では次世代育成講座という事業、市民企画講座という事業。こういうものが縮小や廃止の対象として個別に挙げられるということになっています。総枠の事業費の中で、どのような事業をするのかは、公民館活動を担っている市民と職員が決めることではないのですか、伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 教育の独立ということで御質問いただきました。教育委員会につきましては、首長から独立した行政委員会の一つとして、中立的、専門的な行政運営が確保された機関でございまして、当市においてもそのように機能しているものと認識しております。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館におけます各事業の廃止・縮小につきましては、教育委員会の内部におきまして、慎重に検討を行い、その検討結果をもちまして行政改革推進本部で審議されたものであります。確かにですね、事業によっては、市民と職員が一緒になって考えてきたものもございしますが、そのような事業につきましては、同様の事業が複数あるからといってですね、単純に廃止するのではなく、事業の特質性ですね、市民の考えを取り入れたりするような、そういう意味で、考慮をいたしまして縮小という形で継続をするということで考えてきているものでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 教育委員会で、これ審議をして、こういうことでという了承を得るということですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 教育委員会の中で案を取りまとめて、行革の会議に出しているものでございますが、こちらについては、私とあと公民館の職員で、一緒になって考えたものでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） それでは駄目だと思います。それで、児童館についても、令和4年度から教育部に移管されるものですが、これも地域住民と作り上げてきたもので、上から個々の事業、これはやれ、これはやめろという性質のものではないはずだと私は思います。ならば児童館の工作教室や、料理教室や、新聞紙であそぼうはなぜ縮小なのか、なぜ一つ一つの事業について縮小や廃止を押しつけるのか。公民館のことも含めて、

社会教育の何たるかを分らない富士通総研が、こんなめちやくちやな提案をするのは、受託事業者として不見識だと思いますが、民間だから仕方がないかなとは思いますが。しかし、市がそのままこんな提案をするのは全く理解できません。教育委員会でも議論されてないということは今の答弁でも分かりました。このようなめちやくちやな提案は撤回すべきです。いかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 事務事業の廃止・縮小につきましては、受託事業者が出した分析結果を、そのまま市の判断としたわけではございません。しっかりと市の見直しの視点ですとか、そういったところを持ちながら、担当部におきましても検討を行いまして、最終的には行政改革推進本部会議で議論を重ね、市としての案を取りまとめたところでございます。なお、児童館や公民館等の各事業の廃止・縮小につきましては、主には重複、類似事業の解消、こういったところを目指したもので、効果的、効率的な事業実施に向けまして検討した結果でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 重複しているから無駄だというふうにはならないわけです。公民館で様々な、これまでの歴史があつて、そういう事業が行われているわけで、重複していれば無駄だということには決してならない。富士通総研は、そういうことが理解できないんです、民間だから。だけど市はそうであつてはならないと私は思います。このようなやり方は、教育を殺し、市民とともに市政をつくるという市の職員の在り方を壊すことにつながりかねない。とても乱暴なやり方であり、到底承服できません。

次に、ウィシュマさんの事件は、外国人の人権を軽視する日本社会の大きな闇をさらすことになりました。多くの外国人技能実習生が日本で行方不明になっています。孤立する外国人に手を差し伸べる日本語学習ボランティアに関わる幾つもの事業が廃止・縮小の対象となり、国際理解講座も廃止、外国人と市民との交流会という蔵敷公民館事業も廃止となっています。今、外国人の人権を守り、地域に受け入れていく事業はもっと拡充すべきではないのですか、市の認識を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 業務分析の関係でいろいろ御質問いただいております。全員協議会で御説明いたしましたように、いびつな高齢化と、学校の校舎をはじめとした公共施設の老朽化に対する費用負担と、こういったところが、将来、私たちの子供や孫の代の大きな負担として影響を及ぼすことの懸念については、さきの全員協議会で御説明したとおりでございます。

説明したとおりですね、様々な懸念や課題がございますが、目先の話として一つ例を挙げますと、学校の長寿命化につきましては、令和7年度から連続して毎年1校ずつ、工事の着手を予定しているというような状況がございます。この一連の費用につきましては、一般会計の通常の歳出総額を超えるような金額、336億円が必要と9月の全員協議会でお示ししているところでございます。非常に膨大な額でございます。子供たちの学ぶ環境を守るためには、これ何としても捻出していかなければいけない336億円ということは疑う余地はないかと思えます。

ところがですね、工事が始まるのが、僅か4年後の予定ということですが、残念ながら現時点で財源の見込みが立っていないというようなことでございます。こういった大きな課題をですね、課題と知りながら、目を背け先送りすることが、市民のためになるのかという観点から、私ども予算編成方針に漫然と予算編成を繰り返すことは、単なる課題の先送りにすぎない認識の下、令和4年度予算編成において、業務分析による抜本的な業務改革を実施すると述べたゆえんは、ここに一つ理由がございます。

市の財布を預かる身の1人といたしまして、緊張感を持って取り組んでおります。また各部各課の職員にお

いては、利用者の顔が浮かぶ中での廃止・削減に複雑な思いがあることも承知してございます。各方面の様々な思いを受け止めながら、課題に向き合い、持続可能な行財政運営の実現を目指して、1年でも早い令和4年度から、予算編成をすることが、市民にとって、市民全体にとって有益なことであるというふうに認識して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○地域振興課長（石川正憲君） 市におきまして、国籍にかかわらず、共に地域に暮らす隣人として、不自由なく安心して生活できるよう支援していくことが、外国人にとって重要であると認識しております。今回の業務分析結果を踏まえてですね、国際事業につきましては、外国籍市民が生活する上で必要な日本語を学べるよう、日本語学習機会の提供や、教え手の育成等に重点を置いた中で、事業全体の内容や頻度等も含め精査し、廃止・縮小できる事業を洗い出しをしてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今、市財政について。企画財政部長から答弁がありましたので、その問題について一言言っておきますけれども、市民の目から見るとどうなるのかと。公共施設や下水道の維持更新、これは東大和市だけの問題ではなくて、日本全体の問題です。国がきちっと財政措置すべきなんですよ。それを国の責任を、国は財政が大変だから、当てにならないんだなんて言って、そこを免罪して市民に負担ばかり押しつけてくるということになれば、これは納得できないと言うのは当然だというふうに私は思います。

それから、次に、市民農園は廃止・縮小、農業者補助は縮小となっています。なぜでしょうか。それから、住宅・店舗リフォーム補助を廃止するのはなぜなのか伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 今回の事務事業の廃止・縮小でございますが、先ほど企画財政部長のほうからもお話がございましたけれども、限りある財源、人材を主としてより必要性の高い事務事業に投入するために、分析されたものでありますことから、この業務分析の結果と、市としての方針を踏まえ、廃止・縮小の優先度について検討したものであります。

まず、農業に関する部分でございますけれども、都市農業の振興については、農家戸数と農地面積の縮小による後継者の確保ですとか、育成の支援が課題となっております。そのため、農業従事者を対象とした直接的支援の充実のほか、市民による援農など、多様な担い手の確保に重点を置くこととしたものでございます。

なお、農業者補助に関しましては、直接的支援でございますことから、こちらについては事務事業の内容を精査しながらですね、事務処理面における効率化を図るとしたものでございます。

住宅・店舗リフォームの補助でございますが、本補助事業は、リーマンショック後に建設事業の不況対策事業として開始した補助でございます。こうしたことから、本事業の役割は終えていると判断したものでございます。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時44分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 事務事業の見直しの中で、令和3年度から廃止された事業に、低所得者の介護保険利用

料を3%に減額する事業がありました。収入が生活保護基準の120%未満の方が対象とのこと。68歳男性の単身世帯で、給与年収にすると幾らになりますか。その給与年収で所得税、市民税、国保税、それからこの方は、介護保険料減免になるようですから、減免後の介護保険料はそれぞれ幾らで、総額幾らになるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私のほうからは、介護保険料等について御説明いたします。

御質問の条件で、生活保護の手引に基づきまして計算いたしますと、生活保護基準の100分の120に相当する額というものは約131万円になります。給与年収がほぼこの額に近い場合には、給与所得は76万円となるため、介護保険料は年額7万3,200円となります。ただですね、この給与所得では、所得控除にもよりますけれども、市・都民税が課税になってしまいますので、介護保険料の減免ですとか、あるいは利用者負担額軽減事業の対象にはなりません。そのためですね、この給与年収を年金収入に置き換えて計算した場合には、年金所得は21万円。減額後の介護保険料は年額9,600円となります。

以上であります。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険税につきまして、私のほうで答弁させていただきます。この場合、国民健康保険税につきましては、1万3,300円となります。

以上です。

○課税課長（星野宏徳君） 私のほうからは、所得税と市・都民税に対して御説明申し上げます。

所得税及び市・都民税の税額につきましては、この場合で計算いたしますと、ともに非課税となります。

以上、総額といたしましては2万2,900円となります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私、年金収入、月額で14万円ぐらいの方で、もうとても病院に行く金がないという方がいらっしゃいますけれども、131万円ということは月10万円ちょっと。国保税等、今答弁あったようにかかるという方です。これ本当に、介護が必要なときには、保険料払ってもなかなか利用できないという水準だと思います。このような方が介護サービスを受けるときに、10%でなくて3%にすることで、大変助かる制度だったと思います。なぜ、これなくしてしまったのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護保険利用者負担軽減事業の利用者につきましては、制度導入時から減り続けまして、近年では四、五人という状況で推移しておりました。さらに平成30年度は2人、31年度は1人、そして令和2年度になりますと、利用者なしという状況でございました。このため、事業を廃止したものでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 大体そういうことなんですね。事務事業の見直しや図書館への指定管理者制度導入などで感じるのは、市の一つ一つの事業がどのような役割を果たすべきものなのか、どのように発展させるべきものなのかという観点で欠落しているということです。介護保険料を払うのでいっばいで、とても介護サービスを受けるところまでいかない。国保税払ったら医者にかかる金など出てこない。これ実際に聞かれる声です。

例えば介護サービスを3%に軽減する制度は、これとても大事です。もっと周知すること。一度10%全額を払って、後から7%戻すというのでは使いづらい。一度全額払うことができなくて、結局、介護サービスを諦めざるを得なくなるから、初めから3%払えばいいというふうに改善する。こういうことが求められているんです。実績がないからといって廃止してしまう。とても乱暴で、何より市の役割は一体何なんだ。住民福祉の

向上ではないのか。この原点に関わる問題だというふうに私は思います。市の本来の役割に、地方自治法に明記されている本来の市の役割に立ち戻るよう求めるものです。

次に、令和4年度予算編成方針では、経常的経費について、見積上限額は、経常的経費に充当した一般財源の額から3.5%減じた額とする。いわゆるマイナスシーリングが敷かれています。令和3年度予算編成方針では、5.6%減じた額とされていました。令和2年度、平成31年度にはこのような文言はありません。令和3年度から、いわゆるマイナスシーリングが敷かれた理由を伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 当初予算編成についてでございますが、編成のうちですね、経常的経費の見積りに当たりましては、枠配分により見積上限額を定め、例年、作業を行っております。見積上限額の制定については、全庁的な調査を行いまして、その時点での経常的な歳入歳出の差引きにおけます、財源不足額を確認しているところでございますが、令和3年度予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応によりまして、補正予算をはじめ、全庁的な業務量が増加したほか、密を避けるために分散勤務を実施しましたことなどから、この調査を実施することができませんでした。そこで、その時点での令和2年度の当初予算額と比較しまして、歳入が大きく減少すると想定しました市税、また地方消費税交付金などに対しまして、経常的経費を減額して対応するために、令和2年度予算における経常的経費から5.6%、減じた金額によりまして、経常的経費を見積よう各課に依頼したところでございます。

また、令和4年度の当初予算編成におきましては、全庁的な調査を実施することはできましたが、やはり感染症の影響によりまして歳入の減少や、また別の調査で実施をしておりましたが、主要事業のうち、特に喫緊の課題であります公共施設等、老朽化対策などの事業が多く見られましたことから、この対応を進めるために経常的経費の調べの集計した中での一般財源、この額から3.5%、減じた額を見積上限額としたところでございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** いわゆるマイナスシーリングについては、今後また予算も含めて、伺っていきしたいと思います。

次に、3番の国保税のほうに移ります。11月29日に開かれた東京都国民健康保険運営協議会で、国の仮係数に基づいて、2022年度の国保税について試算が示されました。自治体独自の法定外繰入れを行わない場合、加入者1人当たり17万2,155円で、今年度15万7,351円と比べて1万4,804円、9.4%の大幅値上げになるとの試算です。東大和市についても、法定外繰入れ前の1人当たり保険税額が示されています。令和4年度は幾らになるとされているのか伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 平成3年度第1回東京都国民健康保険運営協議会にて示された資料によりまして、令和4年度、仮係数に基づきます1人当たり保険料額といたしまして、東京都が示した法定外繰入れ前の額は1人当たり15万4,121円となっております。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 今年1月25日に開催された議員全員協議会の説明資料によると、東大和市の令和3年度の1人当たり保険税額は10万6,057円となっております。東京都が示した1人当たり保険税額15万4,121円との差額は、4万8,064円となります。この差額をあと2年で解消することになると、半分の2万4,032円が令和4年度の値上げ額となり、22.7%もの値上げとなるのではないのでしょうか。

ただ1人当たり保険税額の算定方法が、議員全員協議会の際の東大和市の算定方法と東京都の算定方法が

違っているようです。算定方法をそろえると、もう少し値上げ幅は小さくなると思いますが、現状でどうなっているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 初めに前提といたしまして、この試算はあくまでも仮係数の段階のものであり、なおかつ、交付金や国民健康保険事業運営基金等の保険税率抑制に活用し得る要素を反映させていないことから、実際の保険税率算定とは異なるものであります。あくまでも保険税必要額を被保険者数で単純に除したものとのお含みおきください。

令和3年1月25日の議員全員協議会の資料で御説明いたしました令和3年度の1人当たり保険税額につきましては、令和3年度に必要とされる保険税必要額を、令和3年度の被保険者の見込み数で除して算出したものでございます。

そこで、今般、東京都が示しました令和4年度仮係数に基づきます1人当たり保険料額の算出のもととなりました国民健康保険事業費納付金額を、仮に令和4年度の保険税必要額と読替えまして、単純に被保険者数で除した場合の1人当たり保険税額につきましては、約13万円と算出されました。繰り返しとなりますが、単に1人当たり保険税額を導いたものですので、実際に保険税率の算出方法とは異なるものであり、納付金額の確定によって変わってくるものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。時間がないので、なるべく繰り返さないでお願いします。

それで今、13万円ということで、そうすると差額は2万4,000円ぐらい。1年当たりでいうと1万2,000円。だから11%の値上げということに、この数字で言うとなるということですね。それで、ただですね、東京都の資料によると、東大和市で6年連続値上げをして到達すべき1人当たり保険税の額が、年を追ってどんどん高くなっていくと。令和4年は令和3年に算定したときより、東大和市でいえば10.18%も高くなっています。広域化後、最大の値上げということになります。値上げしても、値上げしても、追いつかないという状況になってると。どうしてこのようなことになっているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 近年の傾向といたしましては、団塊の世代の年齢が70歳を超えることで、医療にかかった際の窓口での御負担が3割から2割になる方が増加したことによります保険給付費の支出が増えたこと。また、国民健康保険加入者の平均年齢が高まりまして、1人当たり医療費が上がったこと等によって、1人当たり保険給付費が上がったものと認識してございます。令和4年度の国民健康保険事業費納付金につきましては、年明けに確定額が示されますので、流動的な状況にあるものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今のお話だと、やっぱりどんどん値上げされていくという傾向にならざるを得ないというふうに思います。昭和13年に制定された国民健康保険法は、第1条で、相扶共済、助け合いですね——の精神に則りとされていましたが、昭和33年の改正で社会保障であることが明確にされました。国の責任で国民皆保険を確立するということです。6年連続値上げの出発点のときの市民説明会では、国保制度の構造的問題として、所得が低いのに保険税負担が高いということが指摘されていまして。国民皆保険を維持するために、国庫負担を増やして保険税を下げなくてはならないのに、解決策とは逆の方向に保険税大幅値上げが強行されています。しかも東大和市の場合、値上げの一方で、国保会計の基金は4億円以上にも積み上がっています。コロナ危機下、市民の暮らしが厳しさを増していることは、先ほどの市の答弁、これは2-①のところですね、自立相談支援件数などの答弁ですが——でも明らかだと思います。来年度、値上げの中止を求めますが、いか

がでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** コロナ禍におきまして、国民皆保険の重要性はより認知されたものと考えております。この国民皆保険を下支えするのが国民健康保険であり、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、制度を安定的、持続可能なものとするため、財政の健全化を進める必要がございます。そのため市では、財政健全化計画に基づきまして、必要となる保険税率等の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 持続可能というのがキーワードで出てくるわけですが、持続可能な国保制度のために、市民の命や健康は持続可能じゃなくなるということになってはならないというふうに思います。

減免制度の検討について伺います。平成30年第4回定例会での私の一般質問に対する市の答弁。壇上でも申し上げましたが、市では一般会計からの赤字繰入金につきましては、国の激変緩和措置がある6年間で解消するとしております。ですので、少なくとも4年とか5年とか、その時点になりましたら減免制度について検討を始めたいという答弁は、市が独自減免の必要性を認めたものです。独自減免の必要性についての市の認識を改めて伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 現状では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が一定程度減少等をした世帯を対象に、保険税の減免施策を、市では独自の拡充策を行いつつ実施してございます。市の独自減免につきましては、令和4年度以降の保険税率の改定状況によりまして、検討を始めたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** もう約束の4年がたったわけですから、速やかに検討を進め、減免制度を大きく拡充するよう求めます。

次に、多子軽減についてです。令和4年度、国が未就学児の均等割額を半額とします。東大和市の現行制度が維持されるなら、5歳、3歳、1歳の3人の子供がある場合、5歳と3歳の子の均等割が半額となり、第3子である1歳の子の均等割はゼロ円となるわけです。しかも、1歳の子の均等割をゼロにする財源は、これまで全て東大和市が負担していたものが、半分は国が負担することになります。その財源を活用すれば、さらに拡充が行えるということになると思いますが、いかがでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国の法改正によりまして、未就学児の保険税均等割額軽減施策につきましては、令和4年度から始まるに際し、現状といたしましては、市独自の保険税均等割額の多子軽減施策の継続につきまして検討しているところでございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 今、繰り返されましたけど、市長の御答弁でも、市独自の多子軽減施策の継続につきまして検討しているという御答弁ですが、これはやると、引き続き続けるという趣旨だととっていいんでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国の法改正によりまして未就学児の保険税均等割額軽減施策、これが令和4年度から新たに始まるものでありますので、保険税の多子軽減を既に実施しております他の市の状況ですとか、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** こうした市の独自の軽減措置について、これは自治体の権限と判断によるもので、地方

自治の原則に基づけば、国がやめさせることはできないというのが、国の公式見解だと思います。ですから、この市の独自の軽減策、続けて、国の制度と合わせて一層の拡充を行うよう求めておきます。

次に、4番目ですけれども、土地の活用の問題です。桜が丘2丁目の国有地については、特養ホームなどを整備するのなら、50年間で通常の39%で借りられるという土地です。早急に具体化するよう求めます。

また、桜が丘3丁目の2万2,000平米の国有地の活用については、これは私、議員になる前から一貫して求めてきたところですが、議会でも、ほかにも取り上げる議員も増えて、今議会でも、他の議員からも要望がありました。意を強くしているところです。この活用についてのこの間の経過と市の基本的な考えを伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 桜が丘3丁目の国有地の活用の検討についての経過でございます。少し長くなるかもしれませんが、御容赦願います。

当該国有地は、平成20年8月に国家公務員宿舎の建設予定地となりましたが、一転して平成23年12月1日付の国家公務員宿舎の削減計画で、宿舎建設は行わないことになりました。市は平成26年度に東大和市市有地等利活用検討委員会を設置し、市有地等の状況について情報共有を行うこと等を目的として、市が国有地を取得する際の条件等について調査、研究を行ってまいりました。

平成27年6月に、北多摩西部消防署の仮庁舎を建設する用地として、国有地を借用した際に、国からは、当該国有地である警視庁教養訓練施設予定地全体について、令和2年度中の取得に向け、早期に利用計画の策定に努めることが求められました。この当時の国有地の取得に向けた調査研究として、市が国有地を取得する等の際に、法令上優遇措置、減額売払い、減額貸付け等がありますが、この優遇措置が適用できることを、利活用検討委員会において共有いたしました。

具体的には、多目的グラウンド、介護老人保健施設などを取り上げて情報共有いたしました。利用計画策定の前提となる施設の決定までには至りませんでした。その後、市議会定例会におきまして、議員から、国からの説明で、当該国有地の処分に当たっては、優遇措置が適用されず、時価売払いによることとされてることが明らかにされまして、その点、市でも確認をいたしました。国有地の取得の条件が全面積、時価売払いとされたことによりまして、市財政に対する負担が大きく、国有地の活用の検討は結論に至っておりません。

その後、優遇措置の取扱いについてという通達では、直近では、令和3年6月2日及び令和3年6月25日付で改正がされており、一部面積に優遇措置が適用されることになりました。これにより全面積を時価で売払いとする条件が見直され、道路、公園等の用途に供する場合、学校、社会福祉施設等の用途に供する場合、一定割合に優遇措置を適用できることとなりましたが、優遇措置の範囲は限定的であり、現時点で決定していることはありません。

桜が丘3丁目の国有地は、市内に所在するまとまった貴重な土地でありますことから、引き続き国と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） この土地は市の南側の玄関に位置してるわけですが、長年にわたって放置されて、市の発展を阻害してきたという土地です。私は、国は東大和市に謝って、無償で利用させるべきだということを書いてきましたし、米軍基地跡地として扱って、それに関わる優遇措置を適用すべきだという主張もしてきました。また、一般の未利用国有地としての優遇措置についても、国ともやり取りしてきました。

今御説明あったとおり、ほんの一時期、国家公務員宿舎の候補地にして、それがために優遇措置が一切なくなったということだったわけですが、このたび、この優遇措置、一部とはいえ適用されるということに

なったというのは重要だと思います。ぜひこの機会に、この土地の活用について、具体化を大きく前に進めていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それから、次に東京街道団地の運動広場についてですけれども、市の実施計画では、運動広場の管理棟について、令和4年実施設計、令和5年工事となっています。これは令和4年中に運動広場の基本的な工事が終了するという前提で、こうなってるのかなというふうに思うわけですが、都の実施設計は今年度中に終わって、来年度から着工するという認識でいいのかどうか伺います。

○社会教育課長（高田匡章君） 運動広場の実施設計についてでありますけれども、東京都に確認を行ったところですね、現時点では令和3年度に完了予定ということで伺っているところであります。また、工事の着工につきましては、実施設計後になるものと認識しておりますが、着工の時期につきましては、現時点では、まだ定まっていないということでありますので、今後、改めて東京都に確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この市の実施計画で、管理等についてね。令和4年実施設計、令和5年工事となっているのは、これは令和4年度に基本的な工事が都のほうで大体やられるということが前提なのかなと思ったんですが、これはどういうことでしょうか、ここら辺の関係は。

○社会教育課長（高田匡章君） 運動広場の管理棟の実施設計、工事にかかるスケジュールかというふうに認識しておりますけれども、今年度ですね、令和3年度、設計のほうを管理棟を進めておまして、あくまでも令和4年度は実施設計、その後、工事の着工時期につきましては、また東京都の関係もあろうかと思っております、スケジュール等についてはですね、また今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） じゃ、実施設計で、令和5年工事となっているけれども、これは若干流動的だということですね。

はい、分かりました。

次に、東京街道団地の運動広場と公園は、完成した場合は東大和市が管理するということになるという理解でいいのか、運動広場について市民が優先的に利用できるという理解でいいのか伺います。

○社会教育課長（高田匡章君） 運動広場及び公園につきましては、整備完了後、市が管理する予定となっております。また、運動広場の運営等に関する事項につきましては、今後、条例またはですね、委任を受けた規則等で定めていくものになるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○保険年金課長（岩野秀夫君） すみません。先ほどの私の答弁で、東京都国民健康保険運営協議会について言及させていただいたところがあります。そこでですね、「令和3年第1回東京都国民健康保険運営協議会」と言うべきところを、「平成3年」と言ってしまいまして、おわびとともに訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○6番（尾崎利一君） それでは、質問を続けます。

運動広場については、市のほうで管理の具体的なことを、これから決めていくということですから、申込み期日を市民は前もって、ほかの方々より早くから申込みできるという対応もできるということで理解しました。

それから、市有地の活用についてですけれども、給食センター跡地も最近になって活用方法、大体決めましたけれども、空いてから活用方法を考えたということですよ。あけぼの学園も、令和5年度で廃園にすること

を決めていますけれども、土地の活用については現在はノープランということになっています。これ市民の大切な共有財産なので、大切に、慎重に、有効に使われるべきというふうに、検討して扱われるべきと考えますけれども、この点いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設の跡地は、市の大切な資産であると認識をしております。今後、跡地となる予定のやまとあけぼの学園の敷地の有効な利活用についての検討であります。現時点では、児童発達支援事業所として稼働しておりますので、利用者及び保護者への心情等に配慮をしながら、検討の着手時期などを考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 市有地の活用について、活用または売却ということで方針になってるということですが、市民の共有財産なので、やはり市民のために活用するということの基本にした対応をお願いしたいと思います。

以上で終わりますけれども、最後にちょっと一言申し上げたいと思います。

コロナ危機が長期化する下で、自治体の役割、政治の役割が問われているというふうに思います。生きることさえ自己責任としてしまう、そうした政治でいいのか。持続可能な市政運営、こう言って困っている人が切り捨てられるということになってしまっているのか。

このことは、例えば年金制度、嫌というほど国民は思い知らされたんだと思います。100年安心、こう言われましたけれども、年金制度は安心で、積立金で富裕層の株を買い支えているけれども、国民は低年金で食べていけなくなっている。こういう政治でいいのかということが問われていると思います。市は、各課の看板にSDGsの目標、ゴールを張り出しました。SDGsとは誰1人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す目標です。持続可能な財政運営といって、所得が低くても、介護サービスを受けられるようにしようという制度までなくしてしまう。ここに、私は今進められている行政改革の本質が表れているのではないかとこのように考えざるを得ません。

こうした市政の在り方を転換するよう求めて、私の一般質問を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時20分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森田博之君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和3年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は2点にわたり質問させていただきます。

1点目は、AEDの設置についてであります。

①AEDの効果的・効率的な設置について。

ア、現在における市内のAED設置状況と使用実績について。

イ、東大和市消防団の消防ポンプ車搭載のAEDについて。

②AEDの普及にあたっての市民への周知と啓発について。

③AED設置の課題と今後の取り組みについて。

2点目は、東大和市のスポーツ振興についてです。

①健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランにおけるスポーツの位置づけについて。

②子ども達がスポーツと親しむ環境について。

ア、学校の部活動における部活動指導員と外部指導員の現状と課題について。

イ、総合型地域スポーツクラブの育成について。

ウ、体育施設の指定管理者等との連携について。

エ、インクルーシブスポーツの普及について。

③市民のスポーツ実施率向上における課題と今後の取り組みについて。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

[11番 森田博之君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内のAEDの設置状況と使用実績についてであります。市内公共施設等におけるAEDの設置状況は、市役所本庁舎をはじめ、ハミングホール、各市民センター、各公民館、小・中学校など51施設に設置しております。使用実績につきましては1件把握しております。

次に、消防団の消防ポンプ車に搭載されているAEDについてであります。市が事業者から賃借したAEDを各分団消防ポンプ車に1台搭載しております。主に災害出動した際に、現場で活用するために搭載しているものであります。

次に、AEDの普及に関する周知と啓発についてであります。市の公共施設に設置したAEDにつきましては、市公式ホームページに、施設名のほか、施設内の設置位置や使用可能な日時などを掲載し、周知に努めております。その他、市防災マップへの掲載や、日本救急医療財団のホームページで公開されている全国AEDマップにも設置情報を提供しております。啓発につきましては、自治会等が実施する防災訓練等において、消防団員が普通救命講習の指導に当たるなど、啓発に努めております。

次に、AED設置の今後の課題と取組についてであります。AEDの設置につきましては、公共施設等が少ない地域があることや、休日や夜間などの時間帯においては、活用しにくいことが課題であると認識しております。取組としましては、引き続き休日や夜間に営業しているコンビニエンスストア等に事業所として設置していただけるよう、協力を呼びかけていきたいと考えております。

次に、東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランにおけるスポーツの位置づけについてであります。身近な運動を含むスポーツは、身体機能の維持・改善、社会的孤立の防止等に一定の効果が期待できますことから、健康寿命の延伸を目標に掲げたアクションプランを推進する上で、欠かすことのできない重要な取組項目の一つであると認識をしているところであります。

次に、子供たちがスポーツに親しむ環境についてであります。東大和市立中学校においては、各中学校の部活動の状況に応じて、会計年度任用職員である部活動指導員と、有償ボランティアである部活動外部指導員を配置し、部活動指導の充実と教員の働き方改革を担っております。部活動指導員、外部指導員とも人材確保が課題であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、総合型地域スポーツクラブの育成についてであります。市内で唯一の総合型地域スポーツクラブ「はびねすまいる東大和」は、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブで、子供から大人までを対象に、各種スポーツ教室やイベントを開催するなど、公益性のあるスポーツクラブとして活動が行われております。市といたしましては、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中において、総合型地域スポーツクラブの育成を位置づけておりますことから、今後も市民の皆様の健康づくりのために、スポーツクラブを支援してまいりたいと考えております。

次に、体育施設の指定管理者等との連携についてであります。市では平成22年度から体育施設等に指定管理者制度を導入し、専門的な知見を生かしながら、市民の皆様のスポーツ振興を推進してきたところであります。子供たちがスポーツを楽しむことができる環境の構築や、事業の実施はスポーツ技能の向上はもとより、青少年の健全育成にも寄与することから、引き続き体育施設等の指定管理者や、特定非営利活動法人体育協会、その他のスポーツ団体と連携を図ってまいります。

次に、インクルーシブスポーツの普及についてであります。市ではこれまでもボッチャ大会や車いすバスケットボールの体験会等を通じて、障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツを楽しむことができる機会の拡充に努めてきたところであります。障害の有無や年齢、国籍等にかかわらず、それぞれのライフステージに応じたスポーツの推進は、共生社会を実現する上で欠かすことのできない取組でありますことから、引き続きインクルーシブスポーツの普及・啓発に努めてまいります。

次に、市民スポーツ実施率の向上における課題と今後の取組についてであります。スポーツ実施率を向上させるためには、誰もが気軽に運動やスポーツを楽しめる環境をつくり、ふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を広く取り込む必要があります。今後も体育施設等の指定管理者や、特定非営利活動法人体育協会、その他のスポーツ団体と連携し、市民の皆様が運動やスポーツをする機会を創出してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 子供たちがスポーツに親しむ環境についてであります。部活動の指導員につきましては文科系の部活動を含め9人を配置しております。その結果、専門性を生かした指導により、生徒の意欲や技術が高まってきたと認識しております。また、指導員は、顧問となることが可能であるため、生徒のニーズに応じた部活動の設定、教員の長時間勤務の解消につながるものと認識しております。

続いて、部活動の外部指導員についてであります。文科系の部活動を含め30人の配置をしております。外部指導員は、学校からの指示を受け、部活動の内容に関する専門的技術の指導を行うことであります。課題としましては、部活動指導員、外部指導員ともに人材の確保が必要であると認識しております。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございました。

今回の一般質問では、令和元年6月議会で、私が議員になって初めて一般質問させていただいた引き続きの

AEDとスポーツについてでございます。また、AEDについては、今回の定例会にて、他の議員が質問しておりますので、なるべく重複しないよう質問したいと思います。それでは、再質問させていただきます。

まずは、1、AEDの設置について。

①のAEDの効果的・効率的な設置について。

現在における、市内のAED設置状況と使用実績について御質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

市長の御答弁では、51の施設にAEDを設置しているということでございましたけれども、1施設1台なのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市の公共施設に設置しておりますAEDの数でございますけれども、51施設に52台でございます。第一中学校のみ2台設置されております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

第一中学校にのみ2台設置ということでしたけれども、この理由について教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校の校舎に設置しておりますAEDにつきましては、各学校1台として導入、設置したものでございます。また、第一中学校の体育館に設置してございますAEDにつきましては、他の施設で不要となったものを譲り受け設置したものであります。第一中学校の体育館としました理由につきましては、平成22年に第一中学校の体育館を夜間に使用していた市民に事故が発生し、校舎内に設置してあるAEDを使用したことから、第一中学校の体育館としたものでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 夜間、使用していた市民に事故が発生したということでございますけれども、どのような事故だったのでしょうか、教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 恐らくですね、学校開放で使用していた団体だとは思われますが、10年以上前のことだということで、書類が廃棄処分されておまして、詳細を確認することはできませんでした。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

他の小・中学校で同じように2台設置するような御予定はございますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現時点ではすみません、予定のほうはございません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 先ほど夜間、使用してきた市民に事故があったということであります。学校施設は、休日や夜間、学校で使用していないときに、民間団体に施設の貸出しをしております。校舎が閉まっている場合は、当然使えないという状態になっておりますが、ここについて教育委員会の考え方をお聞かせください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校に設置しておりますAEDにつきましては、学校の教育活動における、万が一の場合を想定し、児童・生徒への使用を目的として設置しているものでございます。

ただしですね、学校業務時間外でも社会教育団体への貸出しにおきましては、施設管理員がいる場合は、使用が可能となっております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

AEDは公共施設のほかにもあると思いますけども、自治会などに貸与していたAEDがあったと思います。現在はどのようになっているのでしょうか。また、青パトにも積載されていたと思いますけども、その積載されてるAEDの使用についてどのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 自治会などに貸与していたAEDにつきましては、昨年の12月をもちまして貸与を終了いたしました。

理由といたしましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、以前は薬事法と言われていた法律でございますけども、この法律で、AEDは高度管理医療機器に分類されております。この高度管理用医療機器などにつきましては、無償の貸与でも許可が必要になるということで、課題が判明しましたことからですね、貸与期間の終了をもって中止としたものでございます。

それから、青パトにつきましては、現在もAEDを積載しまして、パトロール中の緊急対応に備えているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

自治会への貸与は中止、そして青パトには現在も積載しているということだと思います。

スポーツイベントなどで貸与も行っていたと思いますけども、実績などはどうなっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） スポーツイベントなどへの貸与実績でございますけれども、こちらですね、書類が残っておりませんので、具体的な実績を申し上げることはできませんが、私の記憶ですけれども、窓口相談に来られてですね、歩こう会のようなイベントにはお貸しした記憶がございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私の記憶ではですね、多摩湖駅伝などでも貸与をされてたと思います。

次に、市民、市内の民間を含めてAEDの使用実績など分かれば教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） AEDの使用実績につきましては、市で把握はしてございません。北多摩西部消防署にも確認したところなんですけども、行政区分ごとの公表はしていないということでございました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

次に、東大和市消防団消防ポンプ車搭載のAEDについてでございます。現在、消防団の消防ポンプ車にはAEDが積載されています。これはいつ、どのような理由で積載されるようになったのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 平成22年度より、火災や、災害時における応急救命用として、積載することとなったものでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

近年の消防団の火災や、災害現場出動の頻度について、どれぐらいあるか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 近年の消防団の災害出動についてでございますけれども、過去3年間の火災出動や台風等の出動総数を申し上げます。平成30年度が12回、平成31年度が12回ですね、令和2年度が22回出動しているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

訓練や地域の方との活動などもあると思うんですけども、こちらもどれぐらいの頻度で活動されているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 地域の自治会や学校、それから神社などの活動に限定して申し上げますけども、こちらも過去3年間で申し上げますが、平成30年度が49回、平成31年度が41回、令和2年度は2回ですね。これはコロナの影響だと思いますが、以上のように出動してございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） そうなりますと、各分団の詰所ですけども、月平均どれぐらいの日数、空いてるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 分団詰所に団員が参集しない日数ということでございますけれども、7個分団、全ての月平均で申し上げますが、21.2日でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ということはですね、月平均10日程度、空いているという、使える状態になってるということだと思います。

次に、分団の消防ポンプ車に積載のAEDは、火災や災害現場で使用する目的で購入またはリースされてると思います。年間の実際のコストはどれぐらいかかっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） こちらのリース料になりますけれども、AEDのコストにつきましては、消防ポンプ車のほか、消防団の指揮車や広報車も含めますが、年間約37万円ほどでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） そうしますと、7個分団、プラス指揮車、広報車で9台、1台当たり約4万円程度かかっているということですね、分かりました。

ポンプ車積載のAEDを分団で使用していないとき、目的外となってしまうかもしれませんけれども、万が一の場合、地域の人たちにも使用できるように、外側に設置するという場合、課題などはございますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 外側に設置する場合でございますけれども、温度管理専用のボックスを新たに設置することや、それから救命救急において、管理不備でAEDが使用できないといったことがないようにですね、日常的な点検も必要になります。また、火災や災害による出動のたびに、外にあるAEDを取り出してポンプ車に積載することになりますので、消防団員の負担になるなどの課題があると考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

詰所のポンプ車に積載しているAEDは、消防団が活動しているときにしか、現在、使用できなくなっている。目的が火災や災害時における応急救命用のためということでございますけれども、実際の火災や災害時には、年で多くて20回程度、また出動の際は、1個分団だけじゃなくて、複数の分団が出動するという状況になります。また、AEDは消防団本部、それから消防車のポンプ車にも積載されていますので、複数台が一逼に現場で使用するという状態になります。ふだんは分団詰所は月平均10日程度しか開いておらず、しかも1日中開いているということはほとんどないというふうに思います。

また、AED1台に、1年間にかかる費用は年間約4万円かかるということでした。非常にもったいない設

置の仕方ではないのかなというふうに考えます。詰所の外側に設置するには、他の議員の質問の中でも、温度管理の可能なボックスの設置が、設置に当たっては確かに小さくない、10万円から20万円を超える費用が発生するということでした。

また、いざというときには、使用できるようにするための日常管理も必要と。また、分団員の皆様には、火災や災害の出動時にはAEDを取り出して、それをポンプ車に積載するという必要があるので、大変御負担もおかけいたします。ただ、消防団詰所の外側に設置することによって、誰もが使用できる状態になるということで、地域の方々の安心安全にもつながるのではないかなというふうに考えます。分団の皆様には当然御負担をおかけするということにもなりますので、消防団の皆様にも御意見をいただいてですね、よく検討されることを期待いたします。

続いて、2番目のAEDの普及に当たっての市民への周知と啓発についてでございます。

現在の東大和市における心臓突然死の割合についてお聞きします。データがなければ、国のデータでも構いません。

- 総務部参事（東 栄一君） 消防署にも確認しましたが、東大和市におけます心臓突然死の割合は、確認することはできませんでした。確認できたものとしたしましては、東京消防庁のデータでありますけれども、バイスタンダーによる目撃のある心停止傷病者数というもので、こちらで申し上げますと、令和元年中の心停止傷病者数は4,698人ということでした。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） そのうちのAEDの使用率というのはどれくらいなのでしょう。

- 総務部参事（東 栄一君） この4,698人のうち、応急手当が行われたものが、2,108人ということで、約45%の割合で、応急手当が行われております。なお、この2,108人のうち、1か月生存者数は375人ということでした。また、応急手当は、人工呼吸や胸骨圧迫などの心肺蘇生と、AEDの使用を合わせた数ということで、AEDだけの使用率は確認することは出来ませんでした。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） 総務省消防庁の令和2年版、救急・救助の現況の公表では、令和元年中に一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者は2万5,560人、そのうちの一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数は1万4,789人、57.9%でございます。そして、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数のうち、AEDを使用し、除細動を実施した傷病者数は1,311人でした。

これは一般市民が目撃した心原性心肺機能停止した傷病者数の僅か約5.1%となります。

公益財団法人日本心臓財団のホームページ掲載の日本のAED販売台数は、平成28年で約69万台にも上って、世界有数であるということを考えますと、AEDをどのように設置するかということと、やはり市民への周知と啓発が大切になってくるのではないかなというふうに考えます。

市長の御答弁では、市公式ホームページや、市の防災マップ、日本救急医療財団の全国AEDマップの情報提供、また自治会が実施する防災訓練等において、消防団員が普通救命講習の指導に当たって、啓発に努めているということでした。スポーツ団体とか、公共施設活動での周知啓発はどのようにされているのでしょうか。

- 総務部参事（東 栄一君） 市長が答弁で申し上げました、周知と啓発が主なものでございまして、各団体等に対する積極的な周知啓発は、現状では行っているところでございませぬ。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

消防団の皆様が、普通救命講習などで、自治会と連携するに当たっては、詰所の外にAEDが設置されているということで、大きな周知と啓発になると思いますし、学校施設を使用する方々においては、AEDが夜間、休日、使用できないということもありますので、各団体が独自に購入するということを検討するかもしれません。また、女性へのAED使用をためらわれてる方もいらっしゃるということをお聞きしますと、周知啓発活動は大変重要なのではないかというふうに考えます。

市が全て負担して、AEDをくまなく設置するということは、予算にも限りがあることを考えますと、なかなか難しいのかなというふうに思います。他の議員の質問にもありましたけれども、コンビニなどの民間の協力をしてもらって設置すると。もらうように啓発するというのも、一つの方法ではないかなというふうに思いますので、御検討いただければと思います。

どの予算もそうですけれども、限られた予算の中で最大の効果を発揮させるということが、市の使命でもあると思います。その上で、市民の生命を守るということにおいて、その使命は大きいのではないのでしょうか。ふだんほとんど使用しないAEDが、費用はかかりますけれども、ちょっとした工夫で市民の命を守ることに繋がってまいります。AEDのより効果的、効率的な設置、また市民への周知、啓発を含め、AEDで助かる命は必ず助けられる。安心安全なまちづくりに努めていただきますようお願い申し上げまして、この質問を終わりにいたします。

○副議長（佐竹康彦君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時27分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関田正民君） 休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

現在の一般質問の進行状況ですと、本日中に全ての一般質問について終了することが想定できます。ただし、万一、想定より進行が遅くなったとしても、午後5時30分頃までに全ての一般質問が終了すると見込まれる場合は、あらかじめ午後5時より前に議長発議により、会議時間の延長を行うことと決定いたしました。

よって本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、12月7日から10日及び13日、14日までの8日間について、休会の議決を採ることとなりましたので、本会議場を退席し、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただき、休会の議決を採る際には、全議員が本会議場に着席していただくよう、よろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○11番（森田博之君） よろしくお願ひいたします。

2番目の東大和市のスポーツ振興について、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランにおけるスポーツの位置づけについてでございます。

令和2年2月、市はすべての市民が生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくることができるまちを目指し、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランを策定いたしました。

市でいう「健幸」、健やかな幸せですね——は健康で幸せを意味した造語として使われ、私も健康だけでなく、それでいて幸せを感じられることが、大事なことだと共感しております。

現在、このアクションプランは更新され、内容等も見直しもされているようでございますけれども、策定当初におけるアクションプランの取組事業を拝見いたしますと、新規事業の1番目に、誰もが気軽に参加できるイベント事業の実施として、「日頃、スポーツや運動を行っていない市民の方に対する『きっかけ作り』と『運動習慣の定着』を目指し、幅広い年代の市民の方を対象に、誰もが気軽に参加できるイベントを実施する。」とあります。連携先には、スポーツ推進委員、体育協会、地域スポーツクラブ、体育施設等指定管理者、その他関係団体等とあり、スポーツに関わる方々、団体が並べられております。

また、既存事業においても、取組方針の1番目に、身体機能を維持・改善する運動習慣の定着とあるように、このアクションプランにおいて、身近な運動を含むスポーツの位置づけの重要度は大変高いものと認識しております。改めて、お聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランにおけるスポーツの位置づけについてでありますけれども、身近な運動を含むスポーツは、市長答弁にもございましたとおり、身体機能の維持・改善、社会的孤立の防止等に一定の効果が期待できるものと認識をしているところであります。

策定当初のアクションプランでは、議員の言われますとおり、新規事業の1番目といたしまして、誰もが気軽に参加できるイベント事業の実施、そして取組方針1といたしまして、身体機能を維持・改善する運動習慣の定着を掲げておりますけれども、アクションプランにおきましては、食生活や社会参加、病気の予防や早期発見、また健康づくりにつながる環境の整備、こういった取組方針も掲げておりますので、アクションプランの目標である、健康寿命の延伸の実現のためにはですね、これらの取組を相乗的に機能させることが重要であるというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私もそのとおりだと思います。

スポーツといえますと、イメージとしましては、競技の中で激しい運動をして、勝敗を決めるという印象があるかと思っておりますけれども、スポーツ基本法の中では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としております。

また、スポーツ庁が定める第2期スポーツ基本計画では、スポーツとは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものと定義されております。ちょっとした合間の体操から、気晴らしの散歩、気の合う仲間とのハイキングなども、スポーツと言ってもいいのではないのでしょうか。

スポーツ庁のホームページによれば、スポーツの語源はラテン語の「デポルターレ」という単語だとされています。デポルターレとは、運び去る、運搬するの意で、転じて精神的な次元の移動、転換、やがて義務からの気分転換、元気の回復、仕事や家事といった日々の生活から離れる、気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指すといえます。

つまり、これらがスポーツの本質であり、人生を楽しく、健康的で生き生きとしたものにするために、より楽しむため、勝利を追求するもよし、自分のペースで楽しむもよし、誰もが自由に身体を動かし、自由に観戦し、楽しめるものであるべきだと思います。私もそのように考えます。

まさしく、このスポーツは、東大和市で言う健幸そのものと言われても、いいんではないかというふうに思っているわけでございます。つまり、競技の勝利を追求するもよし、自分のペースで楽しむもよし、気晴らし、遊び、そういった環境を創出することが大事だと思いますし、特に子供たちについては、幼い頃からスポーツに親しむ環境をより多く創出することで、東大和の目指す健幸につながってくるのではないかと考えております。

そこで、お伺いいたします。

学校の授業の中や、地域での活動、その一つに、中学校の部活動もでございます。中学校の部活の現状についてお聞かせいただければと思います。現在、市内中学校の部活動において、どれぐらいの数の部活動があるのでしょうか。こちら運動部と文化部とあると思いますけれども、合わせてで結構でございます。よろしくお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 令和3年度の市立中学校における部活動数についてでございますが、29の部が活動しております。内訳につきましては、運動系の部活動が13部、文化系の部活動が16部でございます。以上です。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。

その部活動を行っている生徒さんは、全生徒のどれぐらいの割合がいるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 部活動を行っている生徒の割合についてであります。全生徒の約83%でございます。内訳につきましては、運動系の部活動が約58%、文科系の部活動が約25%でございます。以上でございます。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。近年の部活動の数の増減がどうなっているかということと、また参加する生徒の数がどうなっているのかお知らせください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 部活動の数の増減についてであります。平成31年度は31部、令和2年度は30部、令和3年度は29部と若干減少しております。また参加する生徒数につきましては、平成31年度は1,666人、令和2年度は1,697人、令和3年度は1,714人と増加しております。以上です。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。

近年の部活動の数は減っているということでした。

それで、参加する生徒数が増えているということですが、これはどのような理由が考えられるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 部活動数の減少にかかわらず、参加生徒数が増加している理由についてあります。平成31年3月に学校部活動の在り方に関する方針を策定し、各学校における部活動の適切な体制

整備や、合理的で効率的、効果的な部活動の推進、適切な休養日の設定など、生徒にとってより望ましい部活動の実施環境の構築に努めてきたことや、部活動指導員等の外部人材を活用し、活動内容の充実を図ってきたことなどが理由として考えられます。

以上です。

○11番（森田博之君） 部活の数が減ってるということだけでも、生徒が増えているということは、努力の成果が出てきているのだというふうに思います。

先ほど教育長答弁で、部活動では、文化部活動を含めて部活動指導員が9人と、外部指導員30人が配置されているとのことでした。

改めてになりますが、部活動指導員と外部指導員の仕事の内容の違いを御説明いただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 部活動指導員と部活動外部指導員の仕事内容の違いについてですが、部活動指導員は教員に代わって顧問を担うことができますので、技術指導だけでなく、大会等への引率など、部活動外部指導員よりも幅広い業務を担うことが可能であります。

以上です。

○11番（森田博之君） 部活動指導員と部活動外部指導員と連携して取り組んでいただいているということが分かりました。

私の子供も市内中学校に通わせていただいております。2人とも運動部に入っておりますけれども、顧問の先生も放課後、休日等、付き添っていただいております。その中で、顧問の先生が異動ということもあるかと思えます。先生の異動は、やはり今後、大きな影響を子供たちにも与えると考えます。

答弁でも、教員の長時間勤務の解消にもつながることも含めて、この部活動指導員と外部指導員の役割は大きいと考えます。部活動指導員、外部指導員とも人材の確保が課題ということでした。現在はどのような人材の確保をしているのでしょうか。

体協の加盟団体に人材登録をさせていただいたりすることで、人材の確保もできるのではないかと思いますし、体協としても、指導者意識の向上にもつながり、安定した部活動もつながるのではないのでしょうか。お聞かせください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 部活動指導員及び部活動外部指導員の人材確保についてですが、配置される中学校の校長より推薦されたものを教育委員会が任用しております。体育協会との連携につきましては、ジュニア育成地域推進事業等に運動部の部活動の生徒が参加をし、指導を受けている例がございます。今後、連携の方法等について研究してまいります。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

ちなみにですね、部活動指導員、外部指導員にはかかる費用があると思うんですけども、どれぐらいかかっているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 部活動指導員及び部活動外部指導員の費用についてですが、部活動指導員につきましては、1時間当たり1,600円。部活動外部指導員につきましては、1日当たり3,000円を支給しております。

なお、部活動指導員につきましては、東京都から3分の2の補助をいただいております。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

部活動指導員は東京都の補助はあるが、部活動外部指導員は市が全額負担されていることは分かりました。

部活動で団体スポーツなど、人員が満たされず、廃部となっている部活動があるとお聞きしましたが、東大和市の現状はどのような形になっているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 部活動の廃部における、当市の現状についてであります。令和3年度において人員不足により、運動系の部活動で、一部が廃部となっております。

以上です。

○11番（森田博之君） 一部が廃部とお聞きしました。中学校における部活動において、様々今お聞きしたわけですけれども、運動部において廃部となった今のようなケースがあるようです。そうしますと、スポーツをやりたくても部活がないなどでできないという状態があるということになります。そういった場合でも、機会を失うことのないようにしていくことや、運動やスポーツが苦手という子供でもやってみたいと思えるような環境を整えていくことも大事なのではないかなというふうに思います。多様な受皿をつくっていくことが大切だと思います。

そのような意味でも、総合型地域スポーツクラブの存在は大きいと思います。市内、唯一の総合型地域スポーツクラブ、「はびねすまいる東大和」は、子供から大人までを対象として、公益性のあるスポーツクラブとして活動されていると聞きます。現在の活動内容について、以前にもお聞きしましたが、コロナ禍ではありますが、どのような種目や、具体的な内容をお聞かせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○社会教育課長（高田匡章君） 総合型地域スポーツクラブ、「はびねすまいる東大和」における事業内容ということでもあります。令和2年度の実績につきましてクラブの事務局に確認を行ったところ、多摩地区近郊の名所等を半日かけて歩いて回るノルディックウォーキングのほか、東大和市 Rondominn の体育館におきまして、ボッチャ、バドミントン、ストレッチヨガの活動を行い、参加者は延べ人数にして3,355人とのことであります。これらの活動は会員だけでなく、非会員であっても参加することができますが、東大和市 Rondominn の体育館の臨時休館、それから利用時間の短縮等が大きく影響をいたしまして、平成31年度の4,357人を下回る結果となりました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

このコロナ禍での事業はなかなか難しいとは思いますが、平成31年度の4,357人。1年、360日で考えても、1日12人くらいでございます。まだまだ可能性があると考えます。「はびねすまいる東大和」は、アクションプランの中の連携協力先ではありますが、どのような連携を考えているのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランにおける総合型地域スポーツクラブ、「はびねすまいる東大和」との連携についてであります。令和2年2月に策定いたしましたアクションプランにおきましては、新規事業のですね、誰もが気軽に参加できるイベント事業といたしまして、令和2年4月に、都立東大和南公園を会場といたしまして、2020年度特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会を予定をしていたところであります。残念ながら、みんなの体操会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりましたけれども、企画、準備の段階から打合せ等に参加していただくことなど、関係するスポーツ団体の一つとして、「はびねすまいる東大和」との連携を考えていたところ

であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、各種スポーツ大会や文化活動につきましては、中止が相次いだところではございますが、事業の実施に当たりましては、地域の団体、そして経験や知識を持ち合わせたスタッフの協力、こういったものは必要不可欠であると考えておりますので、今後も連携を図らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

「はびねすまいる東大和」は、自主的、主体的に運営されるスポーツクラブですが、公共性もあるスポーツクラブです。令和元年10月に、厚生文教委員会でも視察させていただきました、愛知県半田市の総合型地域スポーツクラブ、ソシオスポーツクラブでは、学校の敷地に、学校の体育館ではなく、市の体育館がありまして、その運営をそのクラブが運営されていて、中学校の放課後の部活動を、このクラブが担っていて、地域の方々も利用されていました。地域と学校、行政と連携することで、充実したクラブになっていると思います。さらなる連携、そのような例もありますので、さらなる連携の検討を要望いたします。

続きまして、体育施設の指定管理者等との連携についてでございます。平成22年度から体育施設等に、指定管理者制度を導入されました。導入前と比べて、具体的にはどのような効果があったのでしょうか、お聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育施設等の指定管理者導入のですね、指定管理制度導入における効果ということでもありますけども、指定管理者側からの御提案であったり、また利用者からの声を反映していただきながら、利用者の利便性を高めるという意味で、一定の成果を上げてきたものと認識をしているところであります。これまでの取組の1例を申し上げますと、平成27年度にあっては、さらなる利用の拡大に向けて、平日、午後11時までの開館時間を、週2日から週5日に変更し、また、すこやかスマイルバスの運行を開始いたしました。

平成29年度には、インターネットにおける体育施設の予約システムの導入、令和2年度には東大和市 Rond みんなの体育館、入り口付近のカーペットの張り替え、体育室の照明のLED化、さらにはフリーWi-Fiの導入などを通じて、様々取組や改善を実施してこられました。特にトレーニング室のマシンの入替え、それから専門の指導員を常時配置するといった専門的な知見を生かした実績というのは、利用者の健康、体力の増進、そして利便性の向上に大きく寄与したものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

利用時間の延長や、すこやかスマイルバスの運行などは、やはり指定管理者制度でなければ、なかなかできなかったことではないかなと思います。そのような意味でも、効果は上がっていると私も認識しております。そして、令和2年度より、市はRond・スポーツ クリーン工房共同事業体と協定を締結し、指定管理者として、5年間の管理運営を任せています。新型コロナウイルス感染症による、度重なる緊急事態宣言によって、事業計画などの見直しを余儀なくされたと考えますけども、現在の状況をお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 新型コロナウイルス感染症の影響による体育施設等の施設運営ということでございますけども、臨時休館や、長引く夜間の時間帯の利用時間の短縮など、これまで経験をしたことない施設の運営となりました。東大和市 Rond みんなの体育館につきましては、東京都におけるリバウンド防止措置の解除を受けまして、令和3年10月25日からですね、夜間の時間帯の利用を再開したわけでございますけども、指定管理者からは、消毒、それから換気の徹底のほか、空気清浄機等の導入をもつてもですね、利用者の皆様

に安心して御利用いただけるよう、施設の運営をするように努めているところでございますけども、感染への懸念からですね、施設利用をお控えになられる利用者の方も、一定数いらっしゃるということで伺っているところであります。

令和2年度からの指定管理業務に当たりましては、指定管理者からですね、大きく分けまして、事業運営に関する提案、それと施設改修に関する提案、大きく2つの提案をいただいているところでございますけども、コロナ禍における対応といたしましてはですね、現時点では、利用者の皆様に安全快適に施設を御利用いただくことが最優先と考えまして、カーペットの張り替えであったり、照明のLED化、フリーWi-Fiの設置など、施設の改修に重きを置いている状況でございます。事業計画の見直し等につきましては、新型コロナウイルス感染症の中・長期的な見極めも必要となりますことから、引き続き指定管理者と連携を図る中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 指定管理者は、東大和市のスポーツ振興にとって要になってくるのではないかなというふうに思いますので、しっかり連携を取りながら進めていただければというふうに思います。

次に、インクルーシブスポーツの普及について再質問させていただきます。

現在、ボッチャ大会や車いすバスケットボールなど、市として誰もがスポーツの楽しむことができる機会の拡充に努められてこられましたこと、また普及に当たって指導者の方々の御尽力に対しましても、心から敬意を表します。

そのような中で、最近、ボッチャを楽しんでいるチームがあると聞いておりますが、市内には、このようなインクルーシブなスポーツ団体はどれくらいあるのでしょうか。また、参加者はどれくらいいるのでしょうか。また、参加者の推移はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市では、インクルーシブスポーツの団体数等についての把握は行っておりませんが、障害の有無や、年齢、性別などにかかわらず、一定のルールの下で競技を楽しむことができる、代表的なスポーツ、ボッチャの市民大会の実績がございますので、平成31年度と令和3年度の参加チーム数を、紹介させていただきます。平成31年度に実施いたしました市民大会には、8チーム、人数にして28人、令和3年11月に実施した市民大会につきましては、13チーム、人数にして54人の方々に御参加をいただいたところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

市長答弁でもありますように、共生社会の実現に当たっては、障害の有無や年齢、国籍等にかかわらず、スポーツに参加できる環境が必要でございます。それに当たっては、団体や施設のニーズの把握などはしているのでしょうか。しているようであれば、どのようなニーズがあるのか教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 障害の有無や年齢、国籍等にかかわらず、スポーツに参加できる環境は、互いを理解し、認め合い、共生社会を実現する上で欠かすことのできない取組であると考えております。現在、市では、インクルーシブスポーツのニーズの把握は行っておりませんが、障害者施設、団体等からですね、ボッチャをやってみたいといったような依頼があった場合には、スポーツ推進委員が直接、施設等に出向いて指導をさせていただくことが可能であるほか、今週末でありますけども、令和3年12月11日、土曜日ですね、東大和市 Rond みんなの体育館で実施を予定しておりますボッチャの体験会につきましては、先日ですね、市内の

障害者施設、それから団体等にスポーツ推進委員と社会教育課の職員が直接出向いてですね、参加についての呼びかけを行ったところであります。

また、ボッチャ以外の取組といたしまして、市ではこれまで東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を図ることを目的として、車いすバスケットボールの普及体験教室を、市内の小・中学校において実施をしてきた経過がございます。現時点でまだですね、未実施校もございますので、現在、学校と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 障害者に関わる団体などにニーズを聞くことで、さらに参加機会が進むのではないかなというふうに思いますので、そのような取組をお願いできればと思います。また、例えば障害者の方がスポーツをしたいというふうに考えた場合の相談先などはあるのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 障害の有無にかかわらず、スポーツを始めてみたいという相談につきましては、東大和市 Rondみんなの体育館の窓口で行っているところであります。また、同様の相談が社会教育課に寄せられる場合もございますけれども、そのような場合には、必要に応じてですね、東大和市 Rondみんなの体育館の職員、そしてスポーツ推進委員等に紹介を行い、または連携を図るなどして対応を行っているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 先日、東大和市 Rondみんな体育館で行われましたパラスポーツフェスタに参加させていただきました。今、東大和市で身近なインクルーシブスポーツといえば、ボッチャかなというのも感じました。このボッチャを行いたいと思った場合ですね、どうすればよろしいのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 先日、11月27日、土曜日に行われましたパラスポーツフェスタにおきましては、障害者スポーツ体験会の体験項目の一つとしてですね、実施をいたしましたボッチャに、60人を超える方々の御参加をいただいたところであります。ボッチャにつきましては、東京2020パラリンピック競技大会における日本人選手の活躍も記憶に新しいところでございますけれども、競技で用いる道具の準備が比較的容易で、また、競技コートの大きさ等につきましても、比較的柔軟な対応が可能でありますことから、親しみやすいスポーツであるというふうに認識をしているところであります。

問合せの総合窓口といたしましては、東大和市 Rondみんなの体育館にお声がけいただければと思っております。その他といたしまして、スポーツ推進委員の紹介、連携等も可能でありますので、先ほどですね、御答弁をさせていただきました、スポーツを始めてみたいという場合の相談先と合わせまして、今後ですね、分かりやすい相談窓口の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

私が聞きますところによりますと、江戸川区では区内の全小学校にボッチャの道具を、区内69の全小学校に2セットずつ配付するようでございます。東大和でもこのような取組ができますと、共生社会の実現にもつながる環境ができるのではないかなというふうに思います。検討されることを御期待いたします。

続いて、市民のスポーツ実施率向上における課題と今後の取組についてでございます。コロナ禍により、施設の閉鎖や様々な制限により、スポーツ思い切りできる機会が失われたのではないかなというふうに思います。

今ようやく収まってきたかに思える状況でもありますが、また第6波という可能性もある中でもありま

す。今後、スポーツ実施率を上げていくことは、東大和市の健康寿命を延ばしていく上でも大変大事なことであり、市長答弁でもありましたように、ふだん運動やスポーツを行っていない市民が広く取り組む必要があると思います。市として何か具体策などは、お考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を、広く取り組むための具体的な方策についてでありますけれども、スポーツへの取組方は一人一人異なりますことから、様々なレベルのメニューを数多く用意をし、自分に合ったものを選択していただけるような環境をつくっていく必要があると思っております。スポーツ実施率を上げるためには、ふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を広く取り込む必要がありますことは明らかでありますけれども、スポーツ実施率の向上につきましては、当市のみならず、多くの自治体共通の課題であると認識をしているところであります。

また令和3年度におきましては、近隣市のスポーツ推進委員が中心となりまして、ふだんスポーツを実施していない方々の掘り起こしの手法を考える研修会を実施いたしまして、具体的な取組事項等についての意見交換を行った経過などもございます。

引き続き情報収集に努めながら、当市のスポーツ実施率が高まるような取組について研究してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○11番（森田博之君） 運動やスポーツを行っていない市民を、広く取り込むに当たってですね、イベントなど、支える側として参加いただくというのも、一つの方法ではないかなと思います。体協の所属団体にばかり負担があるという声も聞いております。体協の所属団体ばかりではなく、一般からボランティアを募るなどの方法もあるのではないのでしょうか。スポーツは苦手という方も、参加しやすくなるのではないかと思います。

今回の質問により、スポーツ振興により、健康寿命の延伸にあたる、伸び代はまだまだあるのではないかなというふうに感じました。スポーツ指導者の確保や、スポーツを支える人の拡充も、今ある連携先とのさらなる連携により、さらに一歩進むのではないかということも感じました。

市長答弁でもありましたとおり、身近な運動を含むスポーツは身体機能の維持・改善、社会的孤立の防止等の効果が大きく期待できると考えます。健康寿命の延伸のために重要な取組項目の一つとして、スポーツの振興をさらに力を入れていただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 7分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、障害福祉サービスの利用についてです。

①として、障害福祉サービスの利用について、現状と課題を伺います。

②として、サービス利用開始の際に行われる障害、ここでは「程度」となっていますが、「支援」と変えさせていただきます。障害支援区分認定調査・概況調査の実施状況と課題を伺います。

大項目の2、福祉・介護人材の確保についてです。

①として、福祉・介護人材の確保策について、現状と課題を伺います。

大項目の3、事業系一般廃棄物の処理についてです。

①として、事業系一般廃棄物の処理のあり方について、現状と課題をお伺いします。

大項目の4、行政のデジタル化について。

①として、現状と令和4年度から始まる第五次東大和市情報化推進計画における課題を伺います。

大項目の5は、気候危機対策についてです。

①として、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において「グラスゴー気候合意」が採択され、今後10年間の取組みが重要であるとし、各国に対して2022年に、2030年までの排出目標を再検討し、強化することに同意しました。

令和3年10月に閣議決定された「気候変動適応計画」では、地方公共団体の役割として、気候変動適応に関する施策の実施及び地域気候変動適応計画の策定を促進するとしています。今後、これまで以上の抜本的な対策が求められるものと思われませんが、市の認識を伺います。

以上です。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、障害福祉サービスの利用における現状と課題についてであります。障害福祉サービスの利用に当たりましては、当事者等からの障害福祉サービス利用の意向確認や、現状の聞き取り調査などを踏まえ、市は必要に応じたサービスの支給決定を行っているところであります。障害福祉サービスを安定的に提供するためには、地域全体で体制を整えていくことが必要であると認識しております。

次に、サービス利用開始の際に行われる障害支援区分認定調査・概況調査の実施状況と課題についてであります。障害支援区分につきましては、障害の多様な特性や心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、定められた指標であります。令和2年度におきましては、168件の認定審査と事前対応としまして、市職員による認定調査及び概況調査を実施いたしました。認定調査につきましては、項目が多岐にわたり、障害福祉に関する多くの知識を要することから、市職員の資質を向上させる取組を継続的に行う必要があると認識しております。

次に、介護職等における人材確保策の現状と課題についてであります。介護事業所等においては、以前から人材不足が指摘されており、国により介護職の処遇改善や、職場環境の向上に資する取組が実施されてきたところであります。一方、国の統計資料によりますと、介護サービス業の有効求人倍率は、令和3年9月時点で3.63と全職種平均の1.05を大きく上回っており、依然として、人材不足が続いている状況であります。引き続き国、東京都と連携しながら、介護人材不足の解消に向けた取組が必要であると認識しております。

次に、事業系一般廃棄物の処理と課題についてであります。事業系一般廃棄物の処理につきましては、事

業所から排出される廃棄物は、事業者自らが適正に自己処理することが法令で定められており、処理に要する費用は、処理原価相当額が望ましいとされております。また、小平・村山・大和衛生組合の組織市を除く、多摩地区23市の事業系一般廃棄物処理手数料の状況は、1キログラム当たり43円から30円となっており、東大和市の25円は処理経費との乖離も大きく、民間のリサイクル事業者の処理費用と比べましても低い状況にあります。課題につきましては、事業系一般廃棄物の処理手数料と、処理経費との乖離を是正し、小平・村山・大和衛生組合への搬入量を抑制することです。

次に、デジタル化の現状と、第五次東大和市情報化推進計画における課題についてであります。令和3年9月にデジタル庁が設置され、国と地方公共団体を通じたデジタル基盤の構築に関して、具体的な方針が今後示される予定であります。本市としましては、この方針に沿って、情報システムの標準化、共通化など様々な施策を進めてまいります。第五次東大和市情報化推進計画は、現在、国の施策との整合を確認しながら策定を進めているところでありますことから、現時点で課題は認識しておりません。今後、課題が生じた場合には、その都度、解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、気候危機対策についてであります。国におきまして、令和3年10月に閣議決定した気候変動適応計画は、気候変動適応法の柱の一つであります。地域での適応の強化として、地方公共団体への取組を規定しております。昨今の気候変動の影響は既に顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがあるとされていることを踏まえ、温室効果ガス排出削減などの緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害の防止や軽減などの適応策を進め、持続可能な社会を構築することを目指しております。市といたしましては、市民の生命と財産を守る上で、市民の皆さんが安心して生活できるよう、災害に強いまちづくりへの対策が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

まず、大項目1の障害福祉サービスからですが、思わぬ事故や、病気から突然障害を持つことになることがあります。この間の新型コロナの流行をきっかけに、そのようになった方も市民の中には現れています。市内在住の60代後半の女性Aさんから、最近、私は相談を受けました。今夏、新型コロナ感染症にかかって入院、その後、10月9日に退院をし、自宅療養することになりました。呼吸器に後遺症が残り、在宅酸素療法で生活することになり、これに伴い障害福祉サービスの申請を行いました。この10月15日には、市の調査担当者も自宅に来てくれましたが、調整が続いているということで、結果の連絡がなかなか来ず、主治医もまだ連絡が来ていないので意見書も書けないと、こんな状態があったということです。

11月4日になって、11月の審査会での審査対象にはもう、審査対象はもう締め切られ、この方の審査ができるのは、次回、12月21日の審査会待ちとなるというふうに告げられたと言います。

そこで、お伺いするんですが、このケースでは、退院による障害福祉サービスの需要が生じてから、約3か月は利用ができないということになるのかと思います。もっと早くならないのかというのは、この方の直接の要求となりますが、一般に、申請から決定、区分認定の有効期限の開始日まで、どの程度日時を要するものなのか伺います。

○障害福祉課長（大田 努君） 障害福祉サービス支給決定までの手順といたしまして、一連のプロセスを踏む

ことが必要となり、2か月から2か月半を要しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 介護保険の場合ですと、申請から要介護認定まで1か月以内、開始日は不正確かと思いますが、私の知るところでは申請日に遡るというふうに定められております。生活保護も2週間、申請から2週間で決定をし、保護開始日は申請日に遡るようになっています。この障害福祉サービスの場合には、どのように定められているのでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害福祉サービスにおきましては、法令などで明確な規定はございませんが、原則、支給決定の効力が生じた日、つまり障害支援区分の認定があり、サービス等利用計画案の作成を経て、サービスの支給決定をした日を指しますが、この日が、支給決定の有効期間、開始日となりまして、申請日には遡らないという運用が基本となっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 介護保険、今ほど申し上げたとおり、介護保険や生活保護などは、決定すると申請日まで遡って、利用の権利が発生をします。つまり、その申請をした時点では、既にその必要が、そういうサービスを受ける必要があるという事実がそこで確定するからです。この障害福祉サービスの場合は、どうしてこのように、実際にその申請が行われたときよりも、ずっと後になって認定をされ、認定、利用ですね、利用できる日が生じるのかということをお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害者総合支援法におきましては、支給決定障害者が申請をした日から、当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急、その他やむを得ない理由により、指定障害福祉サービス等を受けたときは、特例介護給付費として支給することができるというふうにされております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今のとおり、例外はあるけれども、一般的には、そういう間が空くという制度に現状なっているということなのだと理解しました。

続きますが、資料を頂きました。ありがとうございます。

この区分、支援区分の認定審査会なんですけど、今、月1回開かれていますということで、頂いた資料では、昨年4月から今年の11月まで、平均月15件程度、多い月では21件となっていました。1回で審査できる件数は、これぐらいが限界と考えてよいのでしょうか。また、月2回以上開催するということは可能なのでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 審査内容の簡素化にも取り組んでいるところではありますが、業務の性質上、審査会委員には、対象者の障害特性に応じた適切な区分の判定がなされているのか、丹念に審議をしていただいているところでございます。

また、審査に当たりましての事前の準備に際しまして、相当の時間を要していることから、審査会委員に審査をしていただく件数は、現状の件数が限度であるというふうに認識をしております。回数につきましては、事前に審査件数が多くなることが予想される月においては、2回開催することもございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） このAさんなんですけど、退院後、すぐにもホームヘルパーに家事援助を頼みたいなど、要求がありました。決定前なので、それ実際にできないという現状が今も続いています。この2か月ないし3か月、必要なサービスが利用できない状況が続くということは、放置できないことなのではないかと思うのですが、市の認識をお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 支給決定までの手順といたしまして、状況の確認、申請、認定調査、主治医の意見書の作成、審査会委員への資料の送付、障害支援区分判定審査会、障害支援区分の認定、利用者からのサービス等利用計画案の提出などを経て、支給決定に至るというプロセスを踏むことが必要となります。また、申請者の方の年齢、あるいは障害福祉サービスを利用できる条件を満たしているのかなど、様々な状況をよく見極めまして、場合によっては、介護サービス担当部署とも調整が必要になり、多くの時間を要するということがございます。こうした手順につきましては、障害福祉サービスの支給決定をするにおいて欠かすことができないものであり、障害福祉サービスの利用を申請される皆様に、お願いしているという現状がございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 2013年施行の障害者総合支援法は、2010年に国と障害者自立支援法違憲訴訟団とが合意した改善が十分に今、図られてない状況なんではないかなと、今の御答弁からも推察をいたします。

障がい者制度改革推進会議が、2011年に示した総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、通称骨格提言と言いますが、これには6つの目標として、その中の1つとして、谷間や空白の解消ということを挙げてます。いろんな制度があれこれある中で、その隙間に落ち込んで、結果的にサービスが受けられないという方をなくすべきだというのが、この提言の中で求められてきたわけです。これは今ほど御案内のように、そうじゃないが——の1つが、このケースだということになります。

自立支援法訴訟というのがありましたけども、この訴訟の中では、支給量個別即応の原則というのが問われた裁判で、これは本来あるべきだということなんですけども、支給量個別即応の原則というのは、その場面にもよるかと思うんですが、例えば今のように、本来は、他制度と比較してということで、一応お断りをしますけども、横並びにして考えれば、本来は必要な障害福祉サービスが、その時点で受けられるべきであったのに、実際にはその支給量は満たされてない。この場合はゼロになるわけですけども、個別即応されていないという、ここが問題だと思うんです。

この原因となっているのは、まさしく障害福祉サービスの制度が、介護保険に当てはめた形で制度設計されてきたという、そういう経過が一つあるかと思えます。実は、私もこの相談をいただく前は、一般的にこの障害福祉サービスが、介護保険制度に倣ってつくられてるという、そういう理解をしたものですから、決定などの諸制度についても、同じような取扱いがされているんじゃないかなって、勝手に思い込んでました。ですから、申請したら1か月ぐらいのうちには審査にかかって、一月なり、ないしは一月半なりという時間をかけて、サービスが実際に給付されるんじゃないかなという理解してたんですが、実はこういう問題があるということで、これはぜひ障害者の人権の擁護の観点から、今回、上げましたけれども、新規に障害福祉サービスを利用する際の空白期間の改善をはじめとする一連の制度の改善を求め、また先ほども個別の状況によっては、遡及して適用できる場合もあるというお話でありましたので、ぜひ個別のケースですと、障害のある方が困らないようにしていただきたいということをお願いいたしまして、この項目を終わらせていただきます。

続きまして、2番目、大項目の2になりますけども、福祉・介護人材の確保ということでお伺いをしたいというふうに思えます。

ここでは、主に障害福祉サービスに従事する人材確保について伺いたいと思います。65歳以上の障害者の方の、先ほども少し御説明ありましたが、介護保険サービスが優先をされるというのは、基本に今なっていますので、福祉・介護人材ということで一括して伺いたいというふうに思えます。

まず、1番目にですね、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果、令和2年度調査という資

料があるんですが、これを見ますと職員の充足状況というのが書かれています。訪問系サービス事業所の6割以上が不足、職員の不足、またはやや不足と答えている。過去1年間の職員の離職率は常勤で7.1%、非常勤で11.2%となっており、特に非常勤職員が、職員の7割を占めている居宅介護での定着が最も困難になっているというふうに見受けられます。当市でも同じような状況があるのかということ、どのように理解されているか、認識を教えていただければと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 第2次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査では、障害福祉サービス事業所への調査項目で、平均勤務年数を尋ねたところ、5年から10年未満が35.2%と最も高く、次いで0年から3年未満が24.1%という集計結果が出ております。また、事業所の運営及び経営上の課題として、支援員の定着化（長期雇用の確保）といったものが課題であるというふうに回答した事業所が25.9%ございました。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 同じく厚労省の社会保障審議会介護保険部会の令和元年の7月26日の行われた会議の参考資料の中に、介護人材の確保・介護現場の革新という資料があるんですけども、これを見ますと、前職の離職理由で最も多かったのは、職場の人間関係に問題があった、事業所の理念、運営のあり方に不満があったという理由でした。また、これ複数回答になりますけど、そういう理由が最も多く挙げられました。

また、事業所規模別の介護職員の離職率というのがありまして、これを見ますと離職率が30%以上と著しく高くなる事業所が全体の2割、事業所の規模が小さくなるほど離職率が高くなる傾向がはっきり出ており、50人以下の事業所では、1年未満で離職する方が4割以上になってるとしています。それだけ、新規採用職員の育成をする体制を、自前で整えることは難しいということなんだと思います。国・都・市では、それぞれどのように、こういった新規採用者の定着の支援などをされているのかということ伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 国は自治体の障害福祉計画策定に当たっての基本的な指針として、障害福祉人材の確保を掲げておりました。市におきましては、東京都の区市町村障害福祉人材確保対策事業の補助メニューを活用いたしまして、障害福祉サービス等従業者養成研修を実施しております。特に従業者が不足している障害福祉サービスを対象に、重度訪問介護従業者養成研修、移動支援従業者養成研修、それからたん吸引等医療的ケア支援者養成研修を実施しております。こうした取組を通じて、地域社会を支える福祉人材の確保、育成及び定着を図る一助にしたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 市内で障害福祉サービスに長く従事をされてる方がおいで、私その方々に少しインタビューを試みたんですが、小規模の事業所では、月に1、2回ぐらいしか休めないというのが実際に、人がいないために休みもなかなかとれず、その方も度々、倒れていると。こういうようなことが常態化しているということなんです。休暇取得ももちろん十分にできないと悩んでいるということなんです。特に重度訪問介護のように非常に、こう何て言ったらいいんでしょう。マンツーマンで密着した形で対応しなきゃいけない、人間関係の非常に密度の濃い、そういう関係の中で介護のお仕事されるような部署というのは、なかなか代わりの人にさっと来てもらってというのが、非常に難しいという状況があることも、この中で一つあるのかというふう伺ってて思いました。

そうは言っても、こういった方々の休息を保障していかなければ、こういった非常に専門的な介護スキルを持った方たちを確保しきれなくなるということで、これは事業所任せということは、なかなかいかないのかな

というふうに思います。こういった業界全体という網のかけ方でもいいのかもしれないですけども、必要な方の休息を保障するような、仕組みづくりみたいなことはできないものなんでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 当市における福祉人材が安定し、安心して長期にわたり従事していただくということは、地域でサービスの提供を必要としている方々を、安定的に支援するためにも必要であるというふうに認識をしております。そのためには、先ほど答弁させていただいたような、より身近な地域での人材確保策として実施いたします従業員養成のための研修によりまして、1人でも多くの方にサービスの支え手となっていただく取組も、また重要であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 11月26日に行われた新しい資本主義実現会議では、介護・障害福祉職員を対象に、収入を継続的に3%程度引き上げるための公定価格の引上げの措置を、来年2月から前倒しで実施するとしております。11月19日の閣議決定で示された金額が、月額9,000円ほどとなっているんですが、介護福祉・障害福祉分野の賃金は、他産業と比べて平均月額6万円以上低いとされています。この溝を埋めるには、かなり大きい隔たりが依然としてあるのではないかとこのように思うんですけども、とりわけ非正規職員の方については、なかなかこのスキームでは、恩恵が十分に届きにくいのではないかとこのように思うんですけども、これまでの加算などの方式で賃金引上げを行おうとしてきたこととの見合いでも、考えられるのではないかとこのように思います。

今後、格差解消の見通しがあるのかということについても、お伺いしたいと思います。

○福祉部長（川口荘一君） 国は新しい資本主義実現会議の提言におきまして、介護等の福祉現場で働く方々の収入増を、分配戦略の柱としてでございます。そして、賃金水準をさらに上昇をさせるということでございます。こうしたことから介護等の現場で働く方々の賃金水準を引き上げる検討が今後さらに進み、そしてそのことが格差の解消につながっていくものと認識してございます。

以上です。

○5番（森田真一君） この点は、本当にぜひよろしくお願ひしたいと、切実に思うところでございます。

この項目は、大項目の1のところとの関係でさせていただきます。

大項目の1のところで紹介した、コロナで障害を負ったAさんなんかもお話をされていたんですが、認定調査なんかで来られた市の職員さん、すごく一生懸命やっていただけというのは、もう肌身で感じて、特に自分が大変つらい思いをしているときに、ありがたいなって思いつつも、人手不足というのが、多分恐らくは一番大きな、現場もそうですし、それから市役所についても多分そうだと思うんですけども、人手不足の影響もあるのか、非常に自分の認定がどんどん後に後になるというふうになるのがつらいという中で、当初は最初に訪問、来ていただいたときは、いろいろあるけれども、頑張っ生きていこうという、そういうふうに決意をしてたんですけども、やっぱり一月、一月半とたつにつれ、だんだんこう気持ちがよんどくるというようなお話もいただきながら、こういう市民が、このコロナ禍いるんだということとの関係で、この2つについては、ぜひ市の方に頑張っただきたくて、質問をしてほしいというふうに言われまして、そんな気持ちも引き受けて質問させていただきます。

ありがとうございました。

大項目の2については、これで終わりにしたいというふうに思います。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時46分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） それでは、大項目の3、事業系一般廃棄物の処理についてのところでお伺いいたします。
まず事業系一般廃棄物の処理の在り方について、現状と課題をお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現状につきましては、今、東大和市の事業系一般廃棄物処理手数料、こちらについては25円という形でございます。小平・村山・大和衛生組合で考えたときには、小平市が24円ということで、今26市の中では一番低い金額、そして25円が東大和市として、その次、そして武蔵村山市が今年度改定をいたしまして38円になってございます。一番高いところに関しましては、43円という形になってございます。26市の中ではその形になってます。排出量につきましては、大体2,500トン、事業系としては今、処理をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 事業所から排出される廃棄物ですが、これは一般には事業者自らが適正に処理、自己処理することが法令でも定められている。処理について要する費用というのは、原価処理相当額が望ましいと。東大和市の事業系一般廃棄物の手数料、この25円が、処理経費との乖離も大きく、民間のリサイクル事業者の費用と比べても低いと、こういうことがせんだっての価格改定に関する議事録の中でも、一部見られたところではあるんですけども、この乖離を解消しようとする、どれぐらいまで、この手数料を引き上げなければいけないのかということについて、具体的にはないということなんですけど、いつぞやか、確か30何円ぐらいまで引き上げなければいけないと言ったらいいのかな、他市の平均はそれぐらいだというお話あったと思うんですが、大体どういう数字になるんでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 廃棄物の推進委員の会議の中でも、これはお示しさせていただいておりますが、平均としましては43円50銭という話が出ております。そこまでであればという話でございます。

失礼しました、審議会の誤りでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 事業系だから、本来はこの費用の増加分は、価格に転嫁をされて回収されるということは、望ましいということになるのかと思うんですが、ただ、そうは言いながらも、今こういった経済環境の中で、対象となるような小規模の事業所、これは実際転嫁が可能であるのかというところが、やはり疑問に思うというか、案じられるところであります。

特に、今回の議会の議案の中で、ごみ対策課が今、このごみの問題、当然だから所管してるわけですけど、改組によって今度は環境部から地域振興課などもある市民部に移ると。こういう中で、この市民部では、今言ったような産業振興課なども持っていて、そこでこのコロナ禍の状況の中で、どうやって地元の企業を支援しようかということで、一生懸命やっていただいと。

関係で伺うんですけども、例えばなんですけどね、値上げ、この原価との関係でいうと、手数料を引き上げるべきなんですけども、とは言いながらも、実際には事業所に何らかの御負担をいただかなきゃいけないということになるので、この折に、このタイミングで、この価格の改定があるのはどうなのかなというふうに思うんです。具体的な金額も示されているわけでもないですし、具体的にいつからやるというふうにおっしゃられ

てるわけでもないから、なかなか言いづらいところはあるかと思うんですけど、一般論としてですね、例えば来年の春から、そうするよとかいうようなことが仮にあったとして、このタイミングでやれるんだろうかというところでは、どうなのかということをお伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長(中山 仁君) この金額の改定という話のところで考えたときに、小平・村山・大和衛生組合として一本でやっていくという話で考えております。今現状では小平市とともに、今、タイミング、時期、金額、そういったところを含めて検討を一緒にしてるというところでございます。

以上です。

○5番(森田真一君) これ本当に要望としか言いようがないんですけども、私はこの間、手数料の改定のプランがあるということを知ったときに思ったのは、一面では原則論で言うと、事業系ごみだから、自己責任というか、事業者の責任で排出処理費用は、ある程度負担されるというような、これもやむを得ない面もあるけれども、そうは言っても今ほど申し上げたとおり、今の経済環境の中で、それ実際できるのか、やったときにどうなのかということをお伺いしたいと思います。

加えて言えば、仮にですね、一般の御商売であれば価格に、これ費用の増加分、転嫁するというのも可能かと思うんですが、一方でこの事業系一般廃棄物を出されているところでは、例えば病院だとか、介護施設だとか、保育園だとか、もろもろ公定価格が先に決まってて、つまり入ってくるものが先に決まってて、当面固定されてると。こういうときに費用だけが増加するというのは、これどうなんだろうかということでは、そこにやっぱり負担がかかるんじゃないかということが気になるわけでありまして。

私は調べた限りでは、今この介護施設だけで、ごみ処理手数料、安くしてあげようかとか、ピンポイントでやってるものってあんまり見つからなかったですけども、逆にひっくり返して言うと、今いろいろコロナ関連で地元の企業を助ける施策やっていたらいいんですけども、この間、私たち言ってるのは、どうしても対象が偏りがちになっちゃうと。そういう中で、広く事業所網羅できるのは、これだなというようなことも思いまして、なるべく値上げはこのタイミングでしてほしくない。するにしても、よくよくそういったところは吟味していただいて、議論をしていただきたい。当該事業者にも、皆さんにもね、御説明を十分していただきたいというようなことを、今回はお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、これについては引き続き、伺わせていただくことがあるかというふうにも思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、行政のデジタル化、大項目の4に移ります。

まず、9月にデジタル庁が設置されました。今後、国と地方公共団体との情報システムの標準化・共有化が進められるということではありますが、地方自治体が保有する大量の個人情報が匿名加工されるとはいえ、企業に提供されるということになります。匿名加工されても、抽出したいデータと、母集団の特性によっては、この個別のデータがピンポイントで、個人をプロファイルする可能性があるんじゃないかということが考えられるんですが、この点で個人情報保護の観点から、いかがかということをお伺いしたいと思います。

○情報管理課長(菊地 浩君) 地方公共団体の情報システムの標準化・共有化は、令和4年度から始まります。第五次東大和市情報化推進計画におきまして、個別取組事項として掲げ、取組を進められないかを検討しているところでございます。市としましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び新しい個人情報保護法にのっとりまして、適正な運用ができますよう準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 憂慮される事例ということになるんですが、2つばかり紹介したいと思うんですけども、これはこの場でも、同僚議員の質問で紹介されましたが、今年の国会で横田基地騒音訴訟の原告であることが分かるデータが、提供できるものというものに含まれていたということが問題になり、結果としては国会で取り上げられたこともあって、実際にはこれ、提供されなかったというようなことがあったと言われています。

それから、少し前に遡るんですが、2013年、これちょっと民間の例で先に申し上げます。2013年の7月、JR東日本が、Suicaの利用履歴を日立製作所に販売していたということが発覚をして、マスコミでも大きな話題となりました。これは匿名加工したとしているんですけども、SuicaのIDごとに何番の20歳の女性が、7月7日の10時にA駅で乗って、7月7日の11時10分にB駅で降りましたと。7月8日の8時には、C駅でまた乗りましたと。こういったような形のデータの形式になっていたんだそうであります。

利用者が少ない駅で頻繁に乗り降りをしていたりすれば、定期、この場合、Suicaの場合、定期券機能もありますから、そういったデータが蓄積されてるとすれば、性別とか年齢とか分かれば、個人を特定できる可能性もあるデータであったわけです。だから大騒ぎになったわけですけども、Suicaは継続的な乗車履歴を持っている特定の個人を識別できる可能性、否定できないわけです。

このとき、個人情報無断で販売するというのを疑問視する声に、JR東日本が、個人が特定できるようにはなっていないので、個人情報に当たらないとしていたことが批判を浴びて、結局、このデータの販売、中止になりました。この後、JR東日本は、有識者なんかも招いて、言ってみれば反省会みたいなことをやるんですけども、そのときは説明が足りなかったみたいな話してたんですが、実は今年の9月、ニュースで見られた方も多いと思いますけど、この同じJR東日本が、駅構内だと歩行者がいるところをカメラで映して、刑務所から出所している人とかなどの顔情報と照合検知するシステムを運用してるということが報じられて、これも大きな話題となっています。日弁連が先月の25日には、これプライバシー権の侵害に当たるということで、鉄道事業者による顔認証、中止するべきだという意見書も出されています。

この先の件で言えば、内部の検証委員会で、顧客への説明が必要だったと総括してるんですが、今となってはそういう発想もなくなっているというのが現状です。つまり、こういったところにデータがどんどん流れていく、地方自治体が持っているデータが、匿名加工されるとはいえ、どんどん持ってかれちゃうと。こういう危険があるということが、一番懸念をされてるところであります。

次に、伺いますけれども、国のデジタル・ガバメント実行計画等で示された方針では、地方公共団体の情報システムの運用経費、これを2026年度までに2018年度比で、少なくとも3割削減する、——するとか、できるとか、そういうような計画を示しているようでもありますけれども、この国の工程表ではですね、2025年度までに、運転免許証、健康保険証、介護保険証、お薬手帳などなど、マイナンバーカードと一体化すると。地方自治体の情報システムの標準化、この後、ガバメントクラウドへの移行と、こういったメニューが盛りだくさんになって示されています。2025年といえ、あとたった4年しかない話でありますから、こんなに短時間で、これらのことを安全に実現をできるのか。かえってこういったことに振り回されて、行政の効率化、後退させる危険があるんじゃないかという懸念もあるんですが、この点ではいかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムは、その維持管理や制度改正の都度に、個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいことなどの課題が生じています。国はこうした課題を解決するため、国と

地方を通じたデジタル基盤の統一、標準化を早急に推進するとしておりまして、指導的支援を行うとしております。当市としまして、国が示していますスケジュールに沿って、情報システムの標準化、共通化の検討を進め、かつ、市民サービスに混乱が生じないように、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） デジタル化を推進してる立場の方も、やっぱりこの点については心配をしまして、政府のマイナンバー制度及び地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループという組織があるんですけども、この有識者の方からも、こんなことを指摘しています。議事録を読んだんですが、例えば世帯の概念、一つとっても、戸籍における係累、要するに親とか子供とかですね、それから住民票における世帯、それから税法や社会保険における扶養者、被扶養者、それが生活保護における扶養義務など、それぞれ異なる概念であって、機械的に処理することは非常に難しいと。これらの概念は、制度の運用の実務上からの要請から来てるものであって、容易に基準を変えられるものではない。じっくりと時間をかけて、取り組む必要があるのではないかとこのことを言っています。

また、この申請のオンライン化率が30%ほど超えるまでは、行政事務の効率がかえって低下をすると、こういう準備にマンパワーを割かなきゃいけないですから。そういうことで、これは死の谷って呼んでるそうなんですけども、この死の谷の状態が、実際にこういう行政事務の効率化、オンライン化を進めたところで、実際に観測をされて、全ての自治体が一律にオンライン化を推進するということによって、この谷に全自治体が落ちることになるのではないかとこの心配を、心配というか、警告をされています。この方は、国から画一的に大号令をかけるんじゃなくて、成功例を一つずつつくって、横展開していくやり方のほうが安全だよということをおっしゃってるわけでありますが、国から補助がつくうちにと、画一的で、性急なデジタル化を進めれば、かえってこういった行政の混乱と非効率を招くことになるのではないかとこのように案じます。

それから、今のお答えの中からも少しあったのかなというふうに思うんですけども、標準化していくということは、同時に言うと、国は地方自治体が制度のカスタマイズをすることを許さないと、こういうことにながりがねない。この間ずっと、各自治体で国民健康保険の多子軽減、1人までとか2人までとか、いろんな形をつくって、皆さんで一生懸命努力されて、それぞれのものをつくって、こういったことは国保に限らず、いろんな業務の中であるかと思うんですが、こういったものがだんだんできなくなってくるということも、同時に指摘をしておく必要があるかと思えます。

次、伺いますが、これまでの個人情報保護に関する市議会での議論では、主に事務的な取扱いの不備、過誤による情報の流出、職員・外部事業者が、故意・不正に情報を取得する、またシステムの脆弱性を突いた外部からの攻撃などが起こらないかと、こういうことが心配されてきたんだと思います。言わば裏口から情報が出ていく危険を心配したわけであります。

市はこれに対して、個人情報保護条例の下で、アクセスログの閲覧履歴の管理ですとか、それからデータ抜き取り防止のために、USBメモリを物理ブロックするだとか、ランサムウェアやD o S攻撃などに対するシステムの脆弱性の強化ですとか、また職員への教育、それから外部事業者に対するの必修義務を契約で課していくと。こういうことなども挙げて、できる限りの方法で対策を強化してきたところなんだと思うんです。これによって住民の信頼を得る努力をされてきたと思います。

ところが、今これまでと全く事情が異なって、国が進める行政のデジタル化によって、この個人情報、まさしく表玄関から大手を振って出ていくということが起こる問題を心配しなければならないという事態になっ

ています。国はこれまで民間事業者、地方公共団体、国の行政機関、独立行政法人が独自に行ってきた、個人情報保護の仕組みをそのままにしておく、それぞれ独自に勝手に解釈をして、データの収集が困難になって、政策に影響を及ぼすおそれを指して、「2000個問題」という呼び方をしているんですけど、2,000というのは、自治体が約1,700何十ある。それに地方公共団体、独立行政法人だとか、あとは……。などですね、こういったものが林立してる状態のことを言ってるんですけども、こういったことを、解消を狙ってるとしています。

実際に地方公共団体の個人情報保護条例を一旦リセットすると、国会で平井デジタル前担当大臣が御答弁をされてきました。自治体の独自施策を抑制して、地方自治に対する重大な侵害となるおそれがあるのでないかというふうに思うのですが、この点ではいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータの流通、その両立が課題とされております中で、国では団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の違いが、データを流通する上で支障となり得ること、また団体によっては求められる保護の水準が満たされていないと——などの指摘がされております。

このような中、国は課題に対応するために、地方公共団体の個人情報保護制度につきまして、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドラインを示すことによって、地方公共団体の的確な運用を確保するとしております。本市といたしましては、新しい個人情報保護制度など、国の施策との整合性を保ちつつ、適切に行政のデジタル化についても、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） このところでは、ちょっとこの項はまとめたいというふうに思うんですけども、公共サービスの民営化が民間市場へのビジネスチャンスを提供するという大義にして、この間、保育や教育、昨今では窓口業務なども含めて、全国的に民営化を進められてきました。これは我が市も同様だと思います。

今回、新たに進められる行政が保有する個人情報のオープンデータ化についても、民間市場へのビジネスチャンスの提供を大義にして進められています。この際に、自治体が個人のプライバシーをどう守っていけるのかということ、特に本人の同意なくデータが利活用されるということを進めようとする点は、大変重要な問題だと思うんです。

EUなどでは、今、自己の情報をコントロールする権利を尊重すると、こういう取組を進めているところがあります。諸外国の先進的な例に倣って、私たちのまちでも、市民の情報を安易に企業の利益のために利活用することじゃなくて、住民福祉のために利活用していくと、こういうようなスタンスで臨んでいただきたいということをお願いをいたしまして、この項は終わりにさせていただきます。

それでは、大項目の5、気候危機対策について、最後にお伺いしていきたいというふうに思います。

ちょっと失礼します。

まず気候危機対策については、この間、何度か取り上げさせていただきましたけども、今回は御承知のとおりCOP26で合意、「グラスゴー気候合意」がされました。問題として、自治体として、これらについてさらに取組できるということがあるのではないかなと思うんですけども、そういった観点からお伺いします。

まず初めに、COP26では、初めて気温上昇を産業革命前に比べ1.5度増に抑える努力を追求することを合意しました。

ところが、その後の環境省のホームページに掲載されている訳文を私は見たんですけども、また、全然報

道で言われていることと、どうも何か文が、つじつまが合わなくてですね、翌日に行われた環境大臣の記者会見を見まして、これを見て驚いたんですが、これまでの延長線上で対応できると考えているので、これまでと変わることがないと、極めて消極的な姿勢が目立っていました。

この合意では、2022年のC O P 2 7までに、より野心的な目標を各国が持ち寄るということを求めています。11月29日に報じられた共同通信の調査によりますと、気候非常事態宣言を宣言した自治体が、この1年余りで3倍超に急増して、5都県、84市町村までとなったとされています。また新たに、計画に2050年までに温暖化ガス排出実質ゼロを書き加えたという自治体も現れています。都内でもこの1年余りの間に、21の自治体が宣言、または2050年までの目標を基本計画に盛り込んでいくと、または首長が議会等で意思表示するなどの動きがありました。当市でもこういう動きが求められるのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 現在、東大和市地球温暖化対策実行計画、第四次の改定ということで、現在、事務作業を進めております。2030年度の温室効果ガス排出量が、2013年度と比較して46%の削減になるよう、取組項目を掲げまして実践してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 他の議員の方からも、この関連質問をなさっていただいて、同じ御答弁いただいているので、改めて確認することになりましたけども、これはもうぜひ進めていただきたい。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ちなみに、今宣言を出しているところが、東京都世田谷区、武蔵野市、足立区、港区、中央区、墨田区、利島村、杉並区、千代田区、府中市ということで、それ以外にも、首長が議会等で意思表示を、この2050年までの実質排出ゼロ、意思表示をなさったのが、多摩市、豊島区、調布市、国立市、狛江市、新宿区、荒川区、北区、江東区、中野区と。非常に急に増えたなっていうのは、本当に改めて実感をして、それだけあの報道が、一つの触発になってるんだと思うんですけども、危機感の現れをね、いろんな自治体の皆さん、また市民の皆さんが共有していると、こういう状況なのではないかとこのように思います。

もう一つお伺いしますけれども、前回の私の質問の際には、温暖化防止の計画の役割分担があって、市は市の事務に係る排出抑制の計画を立てて、区域施策については主に東京都が担っているという御説明であったかというふうに思います。

今年の通常国会で地球温暖化対策の推進に関する法律が改正をされて、一般市町村にも新たに地域気候変動適応計画などの策定の努力義務を定めたということで、地域脱炭素促進事業というものも、新設されるというふうに報じられております。当市でも、こうした課題を具体化していく必要があるのかというふうに思うのですが、いかがなんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 脱炭素化促進事業につきましては、地域の自然的、社会的条件に適したものを利用し、脱炭素化のための施設の整備や、地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業で、地域の経済、社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものとなっております。

当初の地方公共団体実行計画は、議員からお話がありましており、事務事業編となっております。そのことからですね、今後、区域施策編、こちらを作成していく段階で研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 今の御答弁は、非常に前向きに頑張っていくという決意というふうには、私は受け取らせていただきました。こんなこと言っちゃなんですけども、環境大臣にもね、この姿勢を酌んでいただきたいというふうには思うんです。

と申しますのは、先ほどちょっと触れましたけども、このCOP26で、「グラスゴー気候合意」があったということで、どんな結果を書かれてるんだろうかと、環境省のホームページを見たんですけども、11月15日に政府代表団の結果概要というのを見ますと、このCOP27に向けてね、より野心的な目標を持つという文面が全く見つからないんですね。あれっと思ひまして、翌日の環境大臣の記者会見、ここでは、やはりこのことを心配したのか、エネルギー関係の取材をなさっていらっしゃると思われる記者の方が、こんなふう聞いてます。「COP26に関して伺います。野心の向上というのが合意されたと思うんですが、日本の30年中間目標の46%削減というのは、これやっぱり見直しをする、今後、可能性というか、対応というのがあるんでしょうか」と、こう聞かれました。

そうしますと、山口大臣、こう答えられました。「2030年に46%、あるいは、その高みの50%というのが一つあるわけですよ。50%というのは、これら世界の中で一つの大きな基準になると思います。だから、環境省的には46%を目指す中で50%に届くようにという今までの方向に変わりはないと思います」と言ってることわけ分かんないですよ。求められる目標が46%で、自分たちが50%を掲げて頑張ってるんだっていうんだったら、途中で46%達成できるって話になるわけですけど、この場合、逆ですからね、非常に心もとないと思う中で、やっぱり自治体の頑張り、住民に近い自治体の頑張りが、ここが大事だということを改めて確認をいたしまして、期待もしまして、またいつか関連質問でお世話になりたいというふうには思います。

私の質問、これにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日7日から10日及び13日、14日の8日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 3時18分 散会